

## 第1回 航空分野特定技能協議会 議 事 次 第

日時：平成31年4月15日（月）17:00～18:00

場所：航空局C会議室

### 1. 開会

### 2. 議事

- (1) 航空分野特定技能協議会の設置について
- (2) 航空分野における特定技能外国人の受入れについて
- (3) その他

### 3. 閉会

(配付資料)

資料1：航空分野特定技能協議会規約

資料2：航空分野における新たな外国人材の受入れについて

資料3：外国人を雇用する事業主向けパンフレット(厚生労働省資料)

参考資料1：特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針

参考資料2：航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用  
に関する方針

参考資料3：「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用  
に関する方針」に係る運用要領

参考資料4：航空分野における特定技能上乗せ告示

参考資料5：新たな外国人材の受入れについて（法務省資料）

以 上

## 航空分野特定技能協議会の構成員名簿

(敬称略・順不同)

### ○有識者

- ・海老名 巖 公益社団法人日本航空技術協会 常務理事 総務部長
- ・岩田 高廣 国際航空専門学校 教務部次長

### ○特定技能所属機関（現時点で対象者なし）

### ○登録支援機関（現時点で対象者なし）

### ○航空事業者団体

- ・定期航空協会
- ・一般社団法人全日本航空事業連合会

### ○関係省庁

- ・警察庁
- ・法務省
- ・外務省
- ・厚生労働省
- ・国土交通省航空局（事務局）
  - 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課
  - 安全部 運航安全課 乗員政策室

## 航空分野特定技能協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、航空分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図ること及び必要な措置を講ずることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
- 三 特定技能所属機関等に対する法令順守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な検討）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や、特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む。）
- 八 航空分野における生産性の向上や国内人材確保のための取組の調査・啓発
- 九 特定技能所属機関及び登録支援機関が構成員であることの証明
- 十 その他、前条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 有識者
- 二 特定技能所属機関
- 三 登録支援機関
- 四 航空事業者団体
- 五 警察庁
- 六 法務省
- 七 外務省
- 八 厚生労働省
- 九 国土交通省

2. 構成員は、前条に規定する協議会の活動に対し、必要な協力を行う。

(協議会の招集)

第 5 条 協議会の招集は、事務局が行う。

- 2 協議会は、原則として 3 月に 1 回以上開催する。
- 3 協議会は、事務局の判断により、書面その他の簡易な方法により開催することができる。ただし、年に 1 回以上、簡易な方法によらず開催することとする。
- 4 協議会は、事務局が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。
- 5 協議会は、第 3 条第七号に規定する自粛要請その他事務局が特に必要と認める事項に関して、事務局により発議された決議案を、構成員による有効投票数の半数以上の賛成を得て決議することができる。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課及び安全全部運航安全課乗員政策室が行う。

(入会、退会等)

- 第 7 条 協議会の構成員となろうとする特定技能所属機関または登録支援機関（以下「特定技能所属機関等」という。）は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。
- 2 事務局は、前項の届出を受理した場合、特定技能所属機関等に対して、その旨を書面にて回答するものとする。
  - 3 事務局は、すでに構成員となっている特定技能所属機関等の求めがあった場合には、当該特定技能所属機関等が協議会の構成員であることを証明する書面を発行することができる。
  - 4 特定技能外国人の受入れを終了した等の理由により協議会の構成員でなくなった特定技能所属機関等は、事務局が定める様式により、届出を行うものとする。

(雑則)

第 8 条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

# 航空分野における新たな外国人材の受入れ

---

平成31年4月  
国土交通省 航空局

資料2

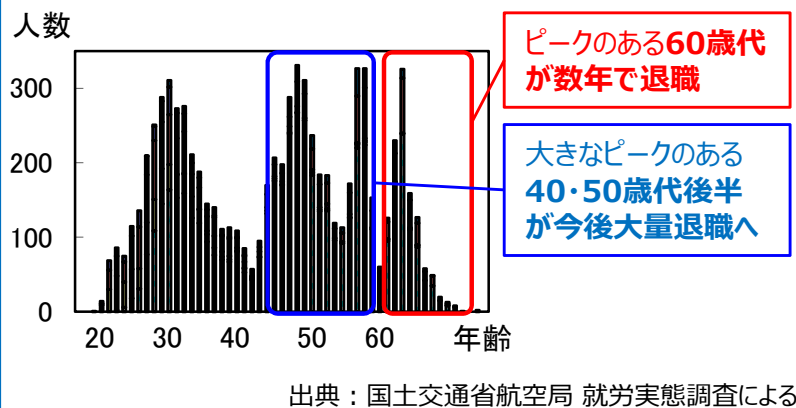
# 航空分野における人手不足について

- 航空分野（空港グランドハンドリング及び航空機整備）においては、有効求人倍率が高水準となっており、また、特に航空機整備においては、従業員の高齢化により今後大量の退職者が見込まれるなど、人手不足の状況にある。
- 今後、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月）に掲げられた訪日外国人旅行者数の政府目標「2020年4000万人、2030年6000万人」の達成に向け、更なる航空需要の増加が見込まれる中、労働需要がますます逼迫することが想定される。

## 人手不足の状況

- 有効求人倍率（2017年度職業安定統計）
  - ・陸上荷役・運搬作業員：4.97倍
  - ・他に分類されない輸送：2.17倍
  - ・輸送用機械器具整備等：2.00倍
- 職業別欠員率（2016年雇用動向調査）
  - ・運輸業・郵便業：3.4%
  - ・自動車整備業・機械等修理業：1.9%

## 高齢化状況（航空機整備）



## 生産性向上の取組

- ・支援車両の自動運転や搭乗橋の自動装着等先端技術を活用した業務の省力化
- ・IT技術を活用した業務の効率化
- ・新型航空機の導入による作業工数の縮減等



リモコン操作による  
プッシュバック

## 航空需要の増大

- 【国際線旅客数】  
5年間で約1.6倍  
(2012年度:6,069万人  
→ 2017年度:9,555万人)
- 【国際線着陸回数】  
5年間で約1.5倍  
(2012年度:19.4万回  
→ 2017年度:28.6万回)

## 国内空港における国際線着陸回数の推移



## 国内人材確保の取組

- ・事業者による賃金水準の改善や諸手当の拡充等処遇改善、職場環境の改善
- ・女性の就業促進、高齢者の継続雇用等
- ・航空業を志望する若者の裾野拡大等



女性業務従事者の  
就業促進

# 航空分野における新たな外国人材の受入れについて

○生産性向上の取組や国内人材の確保を最大限行っても、なお発生する人手不足に対して、制度開始から5年後までの累計で2,200人を上限に外国人材を受入れ

## 対象となる業務の内容

※資格保持者等の指導者やチームリーダーの下で業務を行う

### <空港グランドハンドリング業務>

- 航空機地上走行支援業務
  - ・航空機の駐機場への誘導や移動
- 手荷物・貨物取扱業務
  - ・手荷物・貨物の仕分け、ULDへの積付、取り降し・解体
- 手荷物・貨物の搭降載取扱業務
  - ・手荷物・貨物の航空機への移送、搭降載
- 航空機内外の清掃整備業務
  - ・客室内清掃、遺失物等の検索、機用品補充や機体の洗浄



航空機地上走行支援



手荷物・貨物取扱



手荷物・貨物の搭降載取扱



航空機への貨物等の移送

### <航空機整備業務>

- 運航整備
  - ・空港に到着した航空機に対して、次のフライトまでの間に行う整備
- 機体整備
  - ・通常1～1年半毎に実施する、約1～2週間にわたり機体の隅々まで行う整備
- 装備品・原動機整備
  - ・航空機から取り下ろされた脚部や動翼、飛行・操縦に用いられる計器類等及びエンジンの整備



エンジンオイル量の確認



客室内の照明の交換



客室内椅子の取付・取外し



電線の交換

## 技能水準の評価方法

- 試験名称 : 航空分野技能評価試験（仮称）  
（空港グランドハンドリング 又は 航空機整備）
- 実施主体 : 公益社団法人日本航空技術協会
- 実施方法 : 筆記試験及び実技試験 ※日本語で実施
- 実施回数 : 年数回を予定
- 実施場所 : 国外（フィリピン、ベトナム、モンゴル等を中心に検討中）及び国内で実施予定

### <空港グランドハンドリング業務>

社内資格を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積みつけ等ができるレベルであることを確認する。

### <航空機整備業務>

整備の基本技術を有し、国家資格整備士等の指導・監督の下、機体や装備品等の整備業務のうち基礎的な作業（簡単な点検や交換作業等）ができるレベルであることを確認する。

## 航空分野特定技能協議会

特定技能外国人の適正な受入れを図るとともに、各地域における必要な特定技能外国人の受入れの確保に関する協議等を行う。

- 名称 : 航空分野特定技能協議会
- 設置時期 : 2019年4月1日設置
- 構成員 : 国土交通省（事務局）、業界団体、特定技能所属機関、登録支援機関、関係省庁（法、警、外、厚）、有識者
- 開催頻度 : 原則として3月に1回（持ち回りによる開催を含む）



(外国人を雇用する事業主の方へ)

# 外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるように、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

～ 以下の2点は、事業主の責務です！ ～

## 1 雇入れ・離職時の届出

P2～

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

## 2 適切な雇用管理

P8～

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

### ▶ その他（ご参照ください）

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 外国人の雇用に関するQ&A           | P15 |
| 外国人雇用管理アドバイザーのご案内       | P15 |
| 在留資格一覧表                 | P16 |
| 高度人材に対するポイント制について       | P17 |
| 外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧 | P18 |





# 1 外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です

## 事業主の外国人雇用状況の届出義務

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

### 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号) 抜粋

(外国人雇用状況の届出等)  
第二十八条(抄)

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

#### ●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」、「公用」以外の方が届出の対象となります。

※「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)の方は、特別の法的地位が与えられており、本邦における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので、確認・届出の必要はありません。

#### ●届出の方法について

外国人雇用状況の届出方法については、届出の対象となる外国人が雇用保険の被保険者となるか否かによって、使用する様式や届出先となるハローワーク、届出の提出期限が異なります。

##### ① 雇用保険の被保険者となる外国人について届け出る場合

→ P.3～P.4をご確認ください。

##### ② 雇用保険の被保険者とならない外国人について届け出る場合

→ P.5をご確認ください。

#### ●届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード、旅券(パスポート)又は指定書などの提示を求め、届け出る事項を確認してください。

→ P.6をご確認ください。

● 届出の方法について ①-1 《雇用保険被保険者資格取得届》

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（雇入れ時）

|       |                                                                                                                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●届出事項 | ①氏名 ②在留資格※ ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域<br>⑦資格外活動許可の有無<br>⑧雇入れに係る事業所の名称及び所在地など、取得届に記載が必要な事項<br>※在留資格「特定技能」の場合は分野、「特定活動」の場合は活動類型を含む（以下同じ）                                                  |
| ●届出方法 | 「17」～「22」欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することによって、外国人雇用状況の雇入れの届出を行ったこととなります。<br>ただし、以下の場合は記入不要です。<br>・外国人雇用状況届出の対象外となっている方（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方）<br>・「電子届出」（P.7）や「様式第3号」によって届出済みの方 |
| ●届出先  | 雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。<br>（雇用保険被保険者資格取得届を届け出るハローワークと同様です）                                                                                                   |
| ●届出期限 | 雇用保険被保険者資格取得届の提出期限と同様です。                                                                                                                                                            |

< 「雇用保険被保険者資格取得届」の様式（様式第2号） >

様式第2号 雇用保険被保険者資格取得届

1. 個人番号

2. 被保険者番号

3. 取得区分

4. 被保険者氏名

5. 変更後の氏名

6. 性別

7. 生年月日

8. 事業所番号

9. 被保険者となったことの原因

10. 賃金（支払の総額）

11. 資格取得年月日

12. 雇用形態

13. 職種

14. 就労経路

15. 1週間の所定労働時間

16. 契約期間の定め

17. 被保険者氏名（ローマ字）

18. 国籍・地域

19. 在留資格

20. 在留期間

21. 資格外活動許可の有無

22. 派遣・請負就労区分

23. 労働組合の名称

24. 労働組合の代表者の氏名

25. 労働組合の代表者の住所

26. 労働組合の代表者の電話番号

27. 労働組合の代表者のメールアドレス

28. 労働組合の代表者のFAX番号

29. 労働組合の代表者の郵便番号

30. 労働組合の代表者の所在地

31. 労働組合の代表者の所属

32. 労働組合の代表者の職名

33. 労働組合の代表者の役職

34. 労働組合の代表者の任期

35. 労働組合の代表者の任期満了日

36. 労働組合の代表者の任期開始日

37. 労働組合の代表者の任期終了日

38. 労働組合の代表者の任期延長日

39. 労働組合の代表者の任期延長回数

40. 労働組合の代表者の任期延長理由

41. 労働組合の代表者の任期延長決定日

42. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

43. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

44. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

45. 労働組合の代表者の任期延長決定日

46. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

47. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

48. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

49. 労働組合の代表者の任期延長決定日

50. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

51. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

52. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

53. 労働組合の代表者の任期延長決定日

54. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

55. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

56. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

57. 労働組合の代表者の任期延長決定日

58. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

59. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

60. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

61. 労働組合の代表者の任期延長決定日

62. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

63. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

64. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

65. 労働組合の代表者の任期延長決定日

66. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

67. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

68. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

69. 労働組合の代表者の任期延長決定日

70. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

71. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

72. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

73. 労働組合の代表者の任期延長決定日

74. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

75. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

76. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

77. 労働組合の代表者の任期延長決定日

78. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

79. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

80. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

81. 労働組合の代表者の任期延長決定日

82. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

83. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

84. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

85. 労働組合の代表者の任期延長決定日

86. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

87. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

88. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

89. 労働組合の代表者の任期延長決定日

90. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

91. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

92. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

93. 労働組合の代表者の任期延長決定日

94. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

95. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

96. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

97. 労働組合の代表者の任期延長決定日

98. 労働組合の代表者の任期延長決定機関

99. 労働組合の代表者の任期延長決定理由

100. 労働組合の代表者の任期延長決定結果

◆ 届出内容に変更があった場合は、外国人雇用状況届出担当窓口にご相談ください。  
例：事業所の移転、統合、廃止/在留資格の変更/被保険者の転勤など

「17.被保険者氏名（ローマ字）」欄は、届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄は、すでに電子届出により届出済みの場合、「雇用状況届出書（様式第3号）」によって届出済みの場合、又は在留資格変更申請中の場合に記入してください。  
・電子届出によって届出済  
・様式第3号によって届出済  
・在留資格変更申請中

「19.在留資格」欄は、在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。  
在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●特定技能 1号（介護）<br>●特定技能 1号（ビルクリーニング）<br>●特定技能 1号（素形材産業）<br>●特定技能 1号（産業機械製造業）<br>●特定技能 1号（電気・電子情報関連産業）<br>●特定技能 1号（建設）<br>●特定技能 1号（造船・舶用工業）<br>●特定技能 1号（自動車整備） | ●特定技能 1号（航空）<br>●特定技能 1号（宿泊）<br>●特定技能 1号（農業）<br>●特定技能 1号（漁業）<br>●特定技能 1号（飲食品製造業）<br>●特定技能 1号（外食業）<br>●特定技能 2号（建設）<br>●特定技能 2号（造船・舶用工業） |
| ●特定活動（EPA）<br>●特定活動（高度学術研究活動）<br>●特定活動（高度専門・技術活動）<br>●特定活動（高度経営・管理活動）<br>●特定活動（高度人材の就労配偶者）<br>●特定活動（建設分野）<br>●特定活動（造船分野）<br>●特定活動（外国人調理師）                   | ●特定活動（ハラル牛肉生産）<br>●特定活動（製造分野）<br>●特定活動（家事支援）<br>●特定活動（就職活動）<br>●特定活動（農業）<br>●特定活動（日系4世）<br>●特定活動（その他）                                  |

● 届出の方法について ①-2 《雇用保険被保険者資格喪失届》

| 雇用保険の被保険者となる外国人の場合（離職時） |                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●届出事項                   | ①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域<br>⑦離職に係る事業所の名称及び所在地など、喪失届に記載が必要な事項                                                                                                                                       |
| ●届出方法                   | 表面の「住所（被保険者の住所又は居所）」欄の他、裏面の「14」～「18」欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することで、外国人雇用状況の離職の届出を行ったことになります。<br>ただし、以下の場合は記入不要です。<br>・外国人雇用状況届出の対象外となっている方（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方）<br>・「電子届出」（P.7）や「様式第3号」によって届出済みの方 |
| ●届出先                    | 雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。<br>（雇用保険被保険者資格喪失届を届け出るハローワークと同様です）                                                                                                                          |
| ●届出期限                   | 雇用保険被保険者資格喪失届の提出期限と同様です。                                                                                                                                                                                   |

<「雇用保険被保険者 資格喪失届・氏名変更届」の様式（様式第4号）>

表 面

（第1面）雇用保険被保険者 資格喪失届 様式第4号

標準 字体 0123456789

（必ず第2面の注意事項を讀んでから記載してください。）

※ 帳票種別 1310 2:氏名変更届 3:資格喪失届

1.被保険者番号 2.事業所番号 3.資格取得年月日

4.離職年月日 5.喪失原因 6.離職票交付希望 7.1週間の所定労働時間 8.補充採用予定の有無

9.新氏名 フリガナ（カタカナ）

10.個人番号

住所欄

被保険者の住所又は居所

被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

住 所 平成 年 月 日

事業主氏名 記名押印又は署名 印

「18.在留資格」欄は、在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたおりの内容を記入してください。

在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- 特定技能 1号（介護）
  - 特定技能 1号（ビルクリーニング）
  - 特定技能 1号（素形材産業）
  - 特定技能 1号（産業機械製造業）
  - 特定技能 1号（電気・電子情報関連産業）
  - 特定技能 1号（建設）
  - 特定技能 1号（造船・舶用工業）
  - 特定技能 1号（自動車整備）
  - 特定技能 1号（航空）
  - 特定技能 1号（宿泊）
  - 特定技能 1号（農業）
  - 特定技能 1号（漁業）
  - 特定技能 1号（食料品製造業）
  - 特定技能 1号（外食業）
  - 特定技能 2号（建設）
  - 特定技能 2号（造船・舶用工業）
- 特定活動（EPA）
  - 特定活動（高度学術研究活動）
  - 特定活動（高度専門・技術活動）
  - 特定活動（高度経営・管理活動）
  - 特定活動（高度人材の就労配偶者）
  - 特定活動（建設分野）
  - 特定活動（造船分野）
  - 特定活動（外国人調理師）
  - 特定活動（ハラル牛肉生産）
  - 特定活動（製造分野）
  - 特定活動（家事支援）
  - 特定活動（就職活動）
  - 特定活動（農業）
  - 特定活動（日系4世）
  - 特定活動（その他）

裏 面

様式第4号（第2面）

14～18欄 被保険者 資格喪失届 様式第4号

14欄から18欄は、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

※ 帳票種別 1310 4:氏名変更届 5:資格喪失届

14.被保険者氏名（ローマ字）または新氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）

被保険者氏名（ローマ字）または新氏名（ローマ字）（続き）

15.在留期間 16.派遣・請負就労区分 17.国籍・地域 18.在留資格

1. 〇〇〇〇で表示された時（以下「記入時」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

「14.被保険者氏名（ローマ字）」欄は、届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄は、すでに電子届出によって届出済みの場合、在留資格変更申請中の場合に記入してください。

- ・電子届出によって届出済
- ・在留資格変更申請中
- など

● 届出の方法について ② 《外国人雇用状況届出書〈様式第3号〉》

雇用保険の被保険者とならない外国人の場合（雇入れ時・離職時）

|       |                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●届出事項 | ①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域<br>⑦資格外活動許可の有無 ⑧雇入れ又は離職年月日<br>⑨雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地等<br>※⑦については雇入れ時のみの届出事項です。                                                                                                                         |
| ●届出方法 | 外国人雇用状況届出書（様式第3号）に、上記①～⑨の届出事項を記載して届けてください。届出様式はハローワークの窓口で配布しているほか、厚生労働省ホームページからダウンロードすることもできます。<br><a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/07.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/07.html</a> |
| ●届出先  | 当該外国人が勤務する事業所施設（店舗、工場など）の住所を管轄するハローワークに届けてください。                                                                                                                                                                                        |
| ●届出期限 | 雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日まで。                                                                                                                                                                                                                   |

●外国人雇用状況届出書の見本

様式第3号（第10条関係）（表面）

雇 入 れ  
に 係 る 外 国 人 雇 用 状 況 届 出 書  
離 職

|                                 |       |                           |             |
|---------------------------------|-------|---------------------------|-------------|
| フリガナ（カタカナ）<br>①外国人の氏名<br>（ローマ字） | 姓     | 名                         | ミドルネーム      |
| ②①の者の在留資格                       |       | ③①の者の在留期間<br>（期限）<br>（西暦） | 年 月 日<br>まで |
| ④①の者の生年月日<br>（西暦）               | 年 月 日 | ⑤①の者の性別                   | 1 男 ・ 2 女   |
| ⑥①の者の国籍・地域                      |       | ⑦①の者の資格外<br>活動許可の有無       | 1 有 ・ 2 無   |

雇入れ年月日（西暦） 年 月 日 離職年月日（西暦） 年 月 日

年 月 日 年 月 日 年 月 日

必要事項を記入

事業所の名称、所在地、電話番号等

事業主

雇用保険適用事業所番号

TEL

TEL

氏名

社会保険労務士記載欄

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示

氏名

公共職業安定所長 殿

届出事項を記入

「② ①の者の在留資格」欄は、在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。

また、在留資格が「特定技能」の場合には分野、「特定活動」の場合は活動類型も記入してください。



● 届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード又は旅券（パスポート）などの提示を求め、届け出る事項を確認してください。

また、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、在留カードや旅券（パスポート）又は資格外活動許可書などにより、資格外活動許可を受けていることを確認してください。在留カード等のコピーをハローワークに提出する必要はありません。なお、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので確認・届け出の必要はありません。

届出事項の記載方法

|                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①                                                                                                                                                                                                                                      | 氏名                                                                                                                                                                                                                 | 日常生活で使用している通称名ではなく、 <b>必ず本名</b> を記入してください。在留カードの①「氏名」欄には、原則として、旅券（パスポート）の身分事項頁の氏名が記載されています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |
| ②                                                                                                                                                                                                                                      | 在留資格                                                                                                                                                                                                               | <p>在留カードの②「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。</p> <p>在留資格が「特定技能」の場合には分野を、また「特定活動」の場合には活動類型を、通常、旅券に添付されている指定書（※2）で、それぞれ確認し、届出用紙の在留資格記載欄に、以下のいずれかを記載してください。</p> <table><tr><td><ul style="list-style-type: none"><li>●特定技能1号（介護）</li><li>●特定技能1号（ビルクリーニング）</li><li>●特定技能1号（素形材産業）</li><li>●特定技能1号（産業機械製造業）</li><li>●特定技能1号（電気・電子情報関連産業）</li><li>●特定技能1号（建設）</li><li>●特定技能1号（造船・船用工業）</li><li>●特定技能1号（自動車整備）</li></ul></td><td><ul style="list-style-type: none"><li>●特定技能1号（航空）</li><li>●特定技能1号（宿泊）</li><li>●特定技能1号（農業）</li><li>●特定技能1号（漁業）</li><li>●特定技能1号（飲食料品製造業）</li><li>●特定技能1号（外食業）</li><li>●特定技能2号（建設）</li><li>●特定技能2号（造船・船用工業）</li></ul></td></tr><tr><td><ul style="list-style-type: none"><li>●特定活動（ワーキングホリデー）</li><li>●特定活動（EPA）</li><li>●特定活動（高度学術研究活動）</li><li>●特定活動（高度専門・技術活動）</li><li>●特定活動（高度経営・管理活動）</li><li>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</li><li>●特定活動（建設分野）</li><li>●特定活動（造船分野）</li></ul></td><td><ul style="list-style-type: none"><li>●特定活動（外国人調理師）</li><li>●特定活動（ハラル牛肉生産）</li><li>●特定活動（製造分野）</li><li>●特定活動（家事支援）</li><li>●特定活動（就職活動）</li><li>●特定活動（農業）</li><li>●特定活動（日系4世）</li><li>●特定活動（その他）</li></ul></td></tr></table> |  | <ul style="list-style-type: none"><li>●特定技能1号（介護）</li><li>●特定技能1号（ビルクリーニング）</li><li>●特定技能1号（素形材産業）</li><li>●特定技能1号（産業機械製造業）</li><li>●特定技能1号（電気・電子情報関連産業）</li><li>●特定技能1号（建設）</li><li>●特定技能1号（造船・船用工業）</li><li>●特定技能1号（自動車整備）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●特定技能1号（航空）</li><li>●特定技能1号（宿泊）</li><li>●特定技能1号（農業）</li><li>●特定技能1号（漁業）</li><li>●特定技能1号（飲食料品製造業）</li><li>●特定技能1号（外食業）</li><li>●特定技能2号（建設）</li><li>●特定技能2号（造船・船用工業）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●特定活動（ワーキングホリデー）</li><li>●特定活動（EPA）</li><li>●特定活動（高度学術研究活動）</li><li>●特定活動（高度専門・技術活動）</li><li>●特定活動（高度経営・管理活動）</li><li>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</li><li>●特定活動（建設分野）</li><li>●特定活動（造船分野）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●特定活動（外国人調理師）</li><li>●特定活動（ハラル牛肉生産）</li><li>●特定活動（製造分野）</li><li>●特定活動（家事支援）</li><li>●特定活動（就職活動）</li><li>●特定活動（農業）</li><li>●特定活動（日系4世）</li><li>●特定活動（その他）</li></ul> |
| <ul style="list-style-type: none"><li>●特定技能1号（介護）</li><li>●特定技能1号（ビルクリーニング）</li><li>●特定技能1号（素形材産業）</li><li>●特定技能1号（産業機械製造業）</li><li>●特定技能1号（電気・電子情報関連産業）</li><li>●特定技能1号（建設）</li><li>●特定技能1号（造船・船用工業）</li><li>●特定技能1号（自動車整備）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●特定技能1号（航空）</li><li>●特定技能1号（宿泊）</li><li>●特定技能1号（農業）</li><li>●特定技能1号（漁業）</li><li>●特定技能1号（飲食料品製造業）</li><li>●特定技能1号（外食業）</li><li>●特定技能2号（建設）</li><li>●特定技能2号（造船・船用工業）</li></ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"><li>●特定活動（ワーキングホリデー）</li><li>●特定活動（EPA）</li><li>●特定活動（高度学術研究活動）</li><li>●特定活動（高度専門・技術活動）</li><li>●特定活動（高度経営・管理活動）</li><li>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</li><li>●特定活動（建設分野）</li><li>●特定活動（造船分野）</li></ul>        | <ul style="list-style-type: none"><li>●特定活動（外国人調理師）</li><li>●特定活動（ハラル牛肉生産）</li><li>●特定活動（製造分野）</li><li>●特定活動（家事支援）</li><li>●特定活動（就職活動）</li><li>●特定活動（農業）</li><li>●特定活動（日系4世）</li><li>●特定活動（その他）</li></ul>          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |
| ③                                                                                                                                                                                                                                      | 在留期間                                                                                                                                                                                                               | 在留カードの③「在留期間」欄に記載された日付又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |
| ④<br>⑤<br>⑥                                                                                                                                                                                                                            | 生年月日<br>性別<br>国籍・地域                                                                                                                                                                                                | 在留カード又は旅券（パスポート）上の該当箇所を転記してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |
| ⑦                                                                                                                                                                                                                                      | 資格外活動許可の有無                                                                                                                                                                                                         | 資格外活動許可を得て就労する外国人の場合は、在留カード裏面の⑦「資格外活動許可欄」や資格外活動許可書（※3）又は旅券（パスポート）上の資格外活動許可証印（※4）等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |

## 確認のための書類（見本）

在留カード例（表面）

在留カード例（裏面）

※1 上陸許可証印

※2 指定書

※3 資格外活動許可書

※4 資格外活動許可証印

## 「在留カード」について

出入国管理及び難民認定法の改正により、平成24年7月9日から中長期在留者（※5）に「在留カード」が交付されます。

※5 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人      ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人等      ④特別永住者      ⑤在留資格を有しない人

## インターネットによる届出について

●インターネットでも外国人雇用状況届出の申請（電子届出）を行うことができます。インターネット上で「外国人雇用状況届出システム」で検索できるほか、ハローワークインターネットサービスの「事業主の方」又は「申請等をご利用の方へ」のページ内にある「外国人雇用状況届出」から利用することができます。その他、大卒等就職情報WEB提供サービスの「企業メニュー」からもリンクしています。

このバナーが目印です

外国人雇用状況届出

※これまでに「様式第3号」の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザID及びパスワードを取得することはできません。お手数ですが、様式第3号を届け出たハローワークまでお問い合わせください。

## 2 外国人労働者の雇用管理の改善は 事業主の努力義務です

外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！

### 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業主が適切に対処するための指針

この指針は、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、事業主が行うべき事項について定めています。

#### ◆ 指針の主な内容 ◆

##### 募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょう。  
日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

##### 法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

##### 適正な人事管理について

労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働時間条件について書面等で明示することが必要です。その際、母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努めましょう。

賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等に従って適切に対応しましょう。

人事管理に当たっては、職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の運用の透明性・公正性を確保し、環境の整備に努めましょう。

##### 解雇等の予防及び再就職援助について

労働契約法に基づき解雇や雇止めが認められない場合があります。安易な解雇等を行わないようにするほか、やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うよう努めましょう。

なお、業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止されています。



## ◆ 指針の基本的な考え方 ◆

事業主は外国人労働者について、

- 労働関係法令及び社会保険関係法令は国籍にかかわらず適用されることから、事業主はこれらを遵守すること。
- 外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、この指針で定める事項について、適切な措置を講ずること。

## 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が努めるべきこと

### ●外国人労働者の募集及び採用の適正化

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 募 集 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 募集に当たって、従事すべき業務内容、労働契約期間、就業場所、労働時間や休日、賃金、労働・社会保険の適用等について、書面の交付等により明示すること。【※】</li><li>・ 特に、外国人が国外に居住している場合は、事業主による渡航・帰国費用の負担や住居の確保等、募集条件の詳細について、あらかじめ明確にしよう努めること。</li><li>・ 外国人労働者のあっせんを受ける場合、許可又は届出のある職業紹介事業者より受けるものとし、職業安定法又は労働者派遣法に違反する者からはあっせんを受けないこと。なお、職業紹介事業者が違約金又は保証金を労働者から徴収することは職業安定法違反であること。</li><li>・ 国外に居住する外国人労働者のあっせんを受ける場合、違約金又は保証金の徴収等を行う者を取次機関として利用する職業紹介事業者等からあっせんを受けないこと。</li><li>・ 職業紹介事業者に対し求人の申込みを行うに当たり、国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしないよう十分留意すること。</li><li>・ 労働契約の締結に際し、募集時に明示した労働条件の変更等する場合、変更内容等について、書面の交付等により明示すること。【※】</li></ul> |
| 2 採 用 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 採用に当たって、あらかじめ、在留資格上、従事することが認められる者であることを確認することとし、従事することが認められない者については、採用してはならないこと。</li><li>・ 在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に発揮できるよう、公平な採用選考に努めること。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

## ●適正な労働条件の確保

|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 均等待遇                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならないこと。</li> </ul>                                                                                                                                               |
| 2 労働条件の明示                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、書面の交付等により明示すること。その際、外国人労働者が理解できる方法により明示するよう努めること。【※】</li> </ul>                                                                                                              |
| 3 賃金の支払い                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金額以上の賃金を支払うとともに、基本給、割増賃金等の賃金を全額支払うこと。</li> <li>居住費等を賃金から控除等する場合、労使協定が必要であること。また、控除額は実費を勘案し、不当な額とならないようにすること。</li> </ul>                                                                                  |
| 4 適正な労働時間の管理等                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法定労働時間の遵守等、適正な労働時間の管理を行うとともに、時間外・休日労働の削減に努めること。</li> <li>労働時間の状況の把握に当たっては、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他適切な方法によるものとする。</li> <li>労働基準法等の定めるところにより、年次有給休暇を与えると同時に、時季指定により与える場合には、外国人労働者の意見を聴き、尊重するよう努めること。</li> </ul> |
| 5 労働基準法等の周知                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準法等の定めるところにより、その内容、就業規則、労使協定等について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。</li> </ul>                                                                                                               |
| 6 労働者名簿等の調整                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者名簿、賃金台帳及び年次有給休暇簿を調整すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
| 7 金品の返還等                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者の旅券、在留カード等を保管しないようにすること。また、退職の際には、当該労働者の権利に属する金品を返還すること。</li> </ul>                                                                                                                                   |
| 8 寄宿舎                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業附属寄宿舎に寄宿させる場合、労働者の健康の保持等に必要な措置を講ずること。</li> </ul>                                                                                                                                                          |
| 9 雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇の確保<br>(平成32年4月1日から適用) | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者についても、短時間・有期労働法又は労働者派遣法に定める、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差や差別的取扱いの禁止に関する規定を遵守すること。</li> <li>外国人労働者から求めがあった場合、通常の労働者との待遇の相違の内容及び理由等について説明すること。【※】</li> </ul>                                                     |

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

## ●安全衛生の確保

|                       |                                                                                                                                                            |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 安全衛生教育の実施           | <ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。【※】</li> </ul> |
| 2 労働災害防止のための日本語教育等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。</li> </ul>                                     |
| 3 労働災害防止に関する標識、掲示等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。</li> </ul>                                |
| 4 健康診断の実施等            | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法等の定めるところにより、健康診断、面接指導、ストレスチェックを実施すること。</li> </ul>                                                            |
| 5 健康指導及び健康相談の実施       | <ul style="list-style-type: none"> <li>産業医、衛生管理者等による健康指導及び健康相談を行うよう努めること。</li> </ul>                                                                       |
| 6 母性保護等に関する措置の実施      | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性である外国人労働者に対し、産前産後休業、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置等、必要な措置を講ずること。</li> </ul>                                                  |
| 7 労働安全衛生法等の周知         | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。</li> </ul>                                |

## ●労働・社会保険の適用等

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 制度の周知及び必要な手続きの履行等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働・社会保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について、外国人労働者が理解できる方法により周知に努めるとともに、被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとること。</li> <li>外国人労働者が離職した際、被保険者証を回収するとともに、国民健康保険及び国民年金の加入手続が必要になる場合はその旨を教示するよう努めること。</li> <li>健康保険及び厚生年金保険が適用にならない事業所においては、国民健康保険・国民年金の加入手続について必要な支援を行うよう努めること。</li> <li>労働保険の適用が任意の事業所においては、外国人労働者を含む労働者の希望等に応じ、労働保険の加入の申請を行うこと。</li> </ul> |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 保険給付の請求等についての援助</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者が離職する場合には、離職票の交付等、必要な手続を行うとともに、失業等給付の受給に係る公共職業安定所の窓口の教示その他必要な援助を行うよう努めること。</li> <li>労働災害等が発生した場合には、労災保険給付の請求その他の手続に関し、外国人労働者やその家族等からの相談に応ずることとともに、必要な援助を行うよう努めること。</li> <li>外国人労働者が病気、負傷等（労働災害によるものを除く）のため就業することができない場合には、健康保険の傷病手当金が支給され得ることについて、教示するよう努めること。</li> <li>傷病によって障害の状態になったときは、障害年金が支給され得ることについて、教示するよう努めること。</li> <li>公的年金の加入期間が6ヵ月以上の外国人労働者が帰国する場合、帰国後に脱退一時金の支給を請求し得る旨や、請求を検討する際の留意事項について説明し、年金事務所等の関係機関の窓口を教示するよう努めること。</li> </ul> |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ●適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等

|                     |                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 適切な人事管理</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者が円滑に職場に適応できるよう、社内規程等の多言語化等、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる環境の整備に努めること。</li> <li>職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保等、多様な人材が適切な待遇の下で能力発揮しやすい環境の整備に努めること。</li> </ul> |
| <p>2 生活支援</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教育及び日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等について理解を深めるための支援を行うとともに、地域社会における行事や活動に参加する機会を設けるように努めること。</li> <li>居住地周辺の行政機関等に関する各種情報の提供や同行等、居住地域において安心して生活するために必要な支援を行うよう努めること。</li> </ul>                  |
| <p>3 苦情・相談体制の整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者の苦情や相談を受け付ける窓口の設置等、体制を整備し、日本における生活上又は職業上の苦情・相談等に対応するよう努めるとともに、必要に応じ行政機関の設ける相談窓口についても教示するよう努めること。</li> </ul>                                                                      |
| <p>4 教育訓練の実施等</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、母国語での導入研修の実施等働きやすい職場環境の整備に努めること。</li> </ul>                                                                                                               |
| <p>5 福利厚生施設</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な宿泊の施設を確保するよう努めるとともに、給食、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等の施設の利用について、十分な機会が保障されるように努めること。</li> </ul>                                                                                              |



|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>6 帰国及び在留資格の変更等の援助</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在留期間が満了し、在留資格の更新がなされない場合には、雇用関係を終了し、帰国のための手続の相談等を行うよう努めること。</li> <li>・ 外国人労働者が病気等やむを得ない理由により帰国に要する旅費を支弁できない場合には、当該旅費を負担するよう努めること。</li> <li>・ 在留資格の変更等の際は、手続に当たっての勤務時間の配慮等を行うよう努めること。</li> <li>・ 一時帰国を希望する場合には、休暇取得への配慮等必要な援助を行うよう努めること。</li> </ul> |
| <p>7 外国人労働者と共に就労する上で必要な配慮</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本人労働者と外国人労働者とが、文化、慣習等の多様性を理解しつつ共に就労できるよう努めること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                         |

## ●解雇等の予防及び再就職の援助

|                            |                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 解雇</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業規模の縮小等を行う場合であっても、外国人労働者に対して安易な解雇を行わないようにすること。</li> </ul>                                                                                                               |
| <p>2 雇止め</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人労働者に対して安易な雇止めを行わないようにすること。</li> </ul>                                                                                                                                 |
| <p>3 再就職の援助</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人労働者が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合により離職する場合において、当該外国人労働者が再就職を希望するときは、関連企業等へのあっせん、教育訓練等の実施・受講あっせん、求人情報の提供等当該外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うよう努めること。</li> </ul> |
| <p>4 解雇制限</p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間等、労働基準法の定めるところにより解雇が禁止されている期間があることに留意すること。</li> </ul>                                                                                  |
| <p>5 妊娠、出産等を理由とした解雇の禁止</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性である外国人労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならないこと。また、妊娠、出産等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。</li> </ul>                                                                   |

## ●労働者派遣又は請負を行う事業主に係る留意事項

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 労働者派遣</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣元事業主は、労働者派遣法を遵守し、適正な事業運営を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事する業務内容、就業場所、派遣する外国人労働者を直接指揮命令する者に関する事項等、派遣就業の具体的内容を派遣する外国人労働者に明示する</li> <li>・ 派遣先に対し、派遣する外国人労働者の氏名、雇用保険及び社会保険の加入の有無を通知する 等</li> </ul> </li> <li>・ 派遣先は、労働者派遣事業の許可又は届出のない者からは外国人労働者に係る労働者派遣を受けないこと。</li> </ul> |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



|                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>2 請負</b></p>                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負を行う事業主にあつては、請負契約の名目で実質的に労働者供給事業又は労働者派遣事業を行わないよう、職業安定法及び労働者派遣法を遵守すること。</li> <li>・ 雇用する外国人労働者の就業場所が注文主である他事業主の事業所内である場合には、当該注文主が当該外国人労働者の使用者であるとの誤解を招くことのないよう、当該事業所内で業務の処理の進行管理を行うこと。また、当該事業所内で、雇用労務責任者等に人事管理、生活支援等の職務を行わせること。</li> <li>・ 外国人労働者の希望により、労働契約の期間をできる限り長期のものとし、安定的な雇用の確保に努めること。</li> </ul>     |
| <p><b>●外国人労働者の雇用労務責任者の選任</b></p>                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、この指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者として選任すること。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p><b>●外国人労働者の在留資格に応じて講ずべき必要な措置</b></p>                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p><b>1 特定技能の在留資格をもって在留する者に関する事項</b></p>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入国管理及び難民認定法等に定める雇用契約の基準や受入れ機関の基準に留意するとともに、必要な届出・支援等を適切に実施すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p><b>2 技能実習生に関する事項</b></p>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」等の内容に留意し、技能実習生に対し実効ある技能等の修得が図られるように取り組むこと。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                         |
| <p><b>3 留学生に関する事項</b></p>                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規卒卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、企業の活性化・国際化を図るためには留学生の採用も効果的であることに留意すること。</li> <li>・ 新規卒卒者等として留学生を採用する場合、当該留学生が在留資格の変更の許可を受ける必要があることに留意すること。</li> <li>・ インターンシップ等の実施に当たっては、本来の趣旨を損なわないよう留意すること。</li> <li>・ アルバイト等で雇用する場合には、資格外活動許可が必要であることや資格外活動が原則週28時間以内に制限されていることに留意すること。</li> </ul> |

この指針の全文は厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html>

トップページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 雇用 > 外国人雇用対策

## ●募集・採用時において

|                                                     |                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (Q1) 外国人を募集したい場合にどのような点に気をつければ良いのでしょうか。             | <p>求人募集の際に、外国人のみを対象とすることや、外国人が応募できないという求人を出すことはできません。国籍を条件とするのではなく、スキルや能力を条件として求人を出すようにし、公正採用選考及び人権上の配慮からも、面接時に「国籍」等の質問は行わないでください。</p> <p>また、在留資格等の確認においては口頭で行うこととし、採用が決まり次第、在留カード等の提示を求めるようにしてください。</p> |
| (Q2) 面接の結果、外国人を雇用しようと考えていますが、どのような点に気をつければよいのでしょうか。 | <p>外国人を雇用する場合は、その外国人が就労可能な在留資格を付与されているか確認する必要があります。</p> <p>また、採用決定後に在留カード等の提示を求める場合には、個人情報であることに十分留意していただいた上で、確認することとしてください。</p> <p>なお、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外です。</p>                     |

## ●外国人雇用状況の届出について

|                                                                   |                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (Q3) 雇入れの際、氏名や言語などから、外国人であるとは判断できず、在留資格などの確認・届け出をしなかった場合、どうなりますか。 | <p>在留資格などの確認は、通常の注意力をもって、雇入れようとする人が外国人であると判断できる場合に行ってください。氏名や言語によって、その人が外国人であると判断できなかったケースであれば、確認・届け出をしなかったからといって、法違反を問われることにはなりません。</p> |
| (Q4) 外国人であると容易に判断できるのに届け出なかった場合、罰則の対象になりますか。                      | <p>指導、勧告の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされています。</p>                                                                                              |
| (Q5) 短期のアルバイトで雇い入れた外国人の届け出は必要ですか。                                 | <p>必要です。雇入れ日と離職日の双方を記入して、まとめて届出を行うことが可能です。</p>                                                                                           |
| (Q6) 届出期限内に同一の外国人を何度か雇い入れた場合、複数回にわたる雇入れ・離職をまとめて届け出することはできますか。     | <p>可能です。届出様式は、雇入れ・離職日を複数記入できるようになっていますので、それぞれの雇入れ・離職日を記入して提出してください。</p>                                                                  |
| (Q7) 留学生が行うアルバイトも届け出の対象となりますか。                                    | <p>対象となります。届け出に当たっては、資格外活動許可を得ていることも確認してください。</p>                                                                                        |

## ●社会保険などについて

|                                           |                                       |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|
| (Q8) 外国人を雇用した場合、労働保険や社会保険に加入させなければいけませんか。 | <p>労働保険や社会保険については、国籍に関わらず適用になります。</p> |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|

外国人労働者の雇用管理に関する相談について、外国人雇用管理アドバイザーが無料でご相談を承ります。詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

ご相談時の主な  
アドバイス内容

- 労務管理、労働条件において、日本人と同じように対応しているかについて
- 外国人労働者の日本語能力に対応した職場作りについて
- 職場環境、生活環境への配慮について

※在留資格ごとに在留期間が定められています（平成31年4月1日現在）

## ●就労目的で在留が認められる外国人

これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

| 在留資格                      | 日本において行うことができる活動                                                                                                                                                                | 在留期間                 | 該当例                                       |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------|
| 教 授                       | 日本の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動                                                                                                                                  | 5年、3年、1年又は3月         | 大学教授等                                     |
| 芸 術                       | 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く）                                                                                                                                      | 5年、3年、1年又は3月         | 作曲家、画家、著述家等                               |
| 宗 教                       | 外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動                                                                                                                                            | 5年、3年、1年又は3月         | 外国の宗教団体から派遣される宣教師等                        |
| 報 道                       | 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動                                                                                                                                                  | 5年、3年、1年又は3月         | 外国の報道機関の記者、カメラマン                          |
| 高度専門職<br>1号・2号            | 日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動、日本の公私の機関との契約に基づいて行う 自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動、日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は管理に従事する活動など                                           | 5年（1号）又は無期限（2号）      | ポイント制による高度人材                              |
| 経営・管理                     | 日本において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことが出来ないとされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く）                                                                           | 5年、3年、1年、4月又は3月      | 企業等の経営者・管理者                               |
| 法 律 ・<br>会 計 業 務          | 外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動                                                                                                                      | 5年、3年、1年又は3月         | 弁護士、公認会計士等                                |
| 医 療                       | 医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動                                                                                                                                   | 5年、3年、1年又は3月         | 医師、歯科医師、看護師                               |
| 研 究                       | 日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く）                                                                                                                              | 5年、3年、1年又は3月         | 政府関係機関や私企業等の研究者                           |
| 教 育                       | 日本の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動                                                                                       | 5年、3年、1年又は3月         | 中学校・高等学校等の語学教師等                           |
| 技術・人文<br>知 識 ・<br>国 際 業 務 | 日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く） | 5年、3年、1年又は3月         | 機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等 |
| 企業内転勤                     | 日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動                                                                                      | 5年、3年、1年又は3月         | 外国の事業所からの転勤者                              |
| 介 護                       | 日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動                                                                                                                            | 5年、3年、1年又は3月         | 介護福祉士                                     |
| 興 行                       | 演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く）                                                                                                                          | 3年、1年、6月、3月又は15日     | 俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等                      |
| 技 能                       | 日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動                                                                                                                             | 5年、3年、1年又は3月         | 外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等       |
| 特定技能<br>1号・2号             | 日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業）に属する相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務（1号）又は熟練した技能を要する業務（2号）に従事する活動            | 3年（2号）、1年、6月又は4月（1号） | 特定産業分野（左記14分野（2号は建設、造船・船用工業のみ））の各業務従事者    |

## ●身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

| 在留資格            | 日本において行うことができる活動                                                                | 在留期間                                   | 該当例                                |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------|
| 永 住 者           | 法務大臣が永住を認める者                                                                    | 無期限                                    | 法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く） |
| 日 本 人 の 配 偶 者 等 | 日本人の配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者                    | 5年、3年、1年又は6月                           | 日本人の配偶者・実子・特別養子                    |
| 永 住 者 の 配 偶 者 等 | 永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する）の配偶者又は永住者等の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留している者 | 5年、3年、1年又は6月                           | 永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子 |
| 定 住 者           | 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者                                               | 5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲） | 日系3世等                              |

## ●その他の在留資格

| 在留資格                                                      | 在留資格の概要                                                                                                                                     | 在留期間                                            |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 技 能 実 習                                                   | 研修・技能実習制度は、日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたもので、研修生・技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るため、改正入管法（平成22年7月1日施行）により、従来の特定活動から在留資格「技能実習」が新設されました。 | 法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）                       |
| 特 定 活 動<br>EPAに基づく<br>外国人看護師・介護福祉士候補者、<br>ワーキングホリデー<br>など | 「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します。<br>※届出の際は旅券に添付された指定書により具体的な類型を確認の上、記載してください（P6※2を参照して下さい）。                            | 5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲） |

## ●就労活動が認められていない在留資格

留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。

～就労が認められるためには資格外活動許可が必要です～

出入国在留管理庁により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。  
（例：留学生や家族滞在者のアルバイトなど）

※在留資格については、法務省地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

## 参 考

## 高度人材に対するポイント制について

ポイント制とは高度人材（就労が認められている外国人のうち、高度な資質・能力を有すると認められる外国人）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を与える制度です。

制度の詳しい内容は法務省出入国在留管理庁のホームページを参照してください。



外国人雇用サービスセンターや留学生の多い地域の新卒応援ハローワークに設置している留学生コーナーでは、専門的・技術的分野の外国人や外国人留学生を積極的に採用したい事業主の方からのご相談に無料で応じておりますので、ご活用ください。

### 専門的・技術的分野の外国人、留学生の採用に関するご相談

| 外国人雇用サービスセンター |                  | 所在地                                                  | 電話番号         |
|---------------|------------------|------------------------------------------------------|--------------|
| 東京            | 東京外国人雇用サービスセンター  | 〒163-0721<br>新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階                | 03-5339-8625 |
| 愛知            | 名古屋外国人雇用サービスセンター | 〒460-0003<br>名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル8階                 | 052-855-3770 |
| 大阪            | 大阪外国人雇用サービスセンター  | 〒530-0017<br>大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル16階                 | 06-7709-9465 |
| 福岡            | 福岡外国人雇用サービスセンター  | 〒810-0001 ※ 2019年8月開設予定<br>福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス12階 | 092-716-8608 |

### 留学生の採用に関するご相談

| 新卒応援ハローワーク（留学生コーナー） |                | 所在地                                       | 電話番号                  |
|---------------------|----------------|-------------------------------------------|-----------------------|
| 北海道                 | 札幌新卒応援ハローワーク   | 〒060-0721<br>札幌市中央区北4条西5丁目大樹生命札幌共同ビル5階    | 011-200-9923          |
| 宮城                  | 仙台新卒応援ハローワーク   | 〒980-8485<br>仙台市青葉区中央1-2-3仙台マークワン12階      | 022-726-8055          |
| 茨城                  | 土浦新卒応援ハローワーク   | 〒300-0805<br>土浦市穴塚1838土浦労働総合庁舎2階          | 029-822-5124<br>(32#) |
| 埼玉                  | 埼玉新卒応援ハローワーク   | 〒330-0854<br>さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセレント大宮ビル6階 | 048-650-2234          |
| 千葉                  | 千葉新卒応援ハローワーク   | 〒261-0001<br>千葉市美浜区幸町1-1-3                | 043-242-1181<br>(45#) |
| 千葉                  | まつど新卒応援ハローワーク  | 〒271-0092<br>松戸市松戸1307-1松戸ビル3階            | 047-367-8609<br>(48#) |
| 東京                  | 東京新卒応援ハローワーク   | 〒163-0721<br>新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階     | 03-5339-8609          |
| 神奈川                 | 横浜新卒応援ハローワーク   | 〒220-0004<br>横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階     | 045-312-9206          |
| 新潟                  | 新潟新卒応援ハローワーク   | 〒950-0901<br>新潟市中央区弁天2-2-18新潟KSビル2階       | 025-241-8609          |
| 石川                  | 金沢新卒応援ハローワーク   | 〒920-0935<br>金沢市石川4-17-1石川県本多の森庁舎1階       | 076-261-9453          |
| 静岡                  | 静岡新卒応援ハローワーク   | 〒422-8067<br>静岡市駿河区南町14-1水の森ビル9階          | 054-654-3003          |
| 愛知                  | 愛知新卒応援ハローワーク   | 〒460-0003<br>名古屋市中区錦2-14-25ヤマイチビル9階       | 052-855-3750          |
| 三重                  | みえ新卒応援ハローワーク   | 〒514-0009<br>三重県津市羽所町700アスト津3階            | 059-229-9591          |
| 京都                  | 京都新卒応援ハローワーク   | 〒601-8047<br>京都市南区東九条下殿田町70京都テルサ西館3階      | 075-280-8614          |
| 大阪                  | 大阪新卒応援ハローワーク   | 〒530-0017<br>大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル18階      | 06-7709-9455          |
| 兵庫                  | 神戸新卒応援ハローワーク   | 〒650-0044<br>神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クリスタルタワー12階 | 078-361-1151          |
| 岡山                  | おかやま新卒応援ハローワーク | 〒700-0901<br>岡山市北区本町6-36 第1セントラルビル7階      | 086-222-2904          |
| 広島                  | 広島新卒応援ハローワーク   | 〒730-0011<br>広島市中区基町12-8宝ビル6階             | 082-224-1120          |
| 香川                  | 高松新卒応援ハローワーク   | 〒760-0054<br>高松市常盤町1-9-1しごとプラザ高松内         | 087-834-8609          |
| 福岡                  | 福岡新卒応援ハローワーク   | 〒810-0001<br>福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス12階    | 092-716-8608          |
| 長崎                  | 長崎新卒応援ハローワーク   | 〒852-8108<br>長崎市川口町13-1長崎西洋館3階            | 095-819-9000          |



ご不明な点などは、最寄りの都道府県労働局又はハローワークへ  
お気軽にお問い合わせください。



特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

閣 議 決 定

出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）  
第 2 条の 3 第 1 項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度  
の運用に関する基本方針を別添のとおり定める。



## 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針を定める。

### 1 特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項

特定技能の在留資格に係る制度（以下「本制度」という。）の意義は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。

### 2 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項

- （1）本制度による外国人の受入れは、生産性向上や国内人材確保のための取組（女性・高齢者のほか、各種の事情により就職に困難を来している者等の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等を含む。）を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）に限って行う。生産性向上や国内人材の就労については、本制度により外国人を受け入れた後も継続して行うべきことである。

本制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人（以下「特定技能外国人」という。）が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- （2）特定産業分野を所管する関係行政機関（以下「分野所管行政機関」という。）の長は、入管法第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき定める分野別運用方針において、現在、当該分野における人手不足が深刻であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計又は業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等により具体的に示す。その際、地方及び中小・小規模事業者における人手不足の状況を把握し、

地域における深刻な人手不足に適切に対応する。

- (3) 日本人の雇用機会の喪失及び処遇の低下等を防ぐ観点並びに外国人の安定的かつ円滑な在留活動を可能とする観点から、分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。
- (4) 法務大臣は、入管法第2条の4第1項の規定に基づき、分野所管行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、分野別運用方針を作成する。当該分野別運用方針案は、関係閣僚会議（「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について」（平成30年7月24日閣議口頭了解））及び閣議に諮るものとする。
- (5) 特定産業分野は、別紙のとおりである。

### 3 上記2の産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項

#### (1) 1号特定技能外国人

ア 「特定技能1号」で在留する外国人（以下「1号特定技能外国人」という。）の配偶者及び子については、在留資格は基本的に付与しない。また、「特定技能1号」の在留資格をもって在留することができる期間は、通算して5年を超えることができない。

イ 1号特定技能外国人に対しては、相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められる。これは、相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のものをいう。

当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。

試験と同水準と認められる資格等、試験以外の方法により当該技能水準を確認することができる場合には、その方法を分野別運用方針において規定することとする。確認手法の適正な実施を確保するため、分野所管行政機関が具体的な機関、確認の方法等を定める場合には、法務省に協議した上で定めるものとする。

ウ 1号特定技能外国人に対しては、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準が求められる。

当該日本語能力水準は、分野所管行政機関が定める試験等により確認する。

エ 上記イ及びウの試験は、本制度により受け入れる外国人の利便性の確保の観点から、分野所管行政機関（同機関が定める試験実施者を含む。）及び日本語試

験実施機関において、原則として国外において実施する。

オ 試験の適正な実施を確保するため、法務省は、厚生労働省及び文部科学省等に対して助言を求めるなどして、試験問題の作成、試験の実施方法、実施場所、実施回数等について基本事項を記載した試験の方針（以下「試験方針」という。）を定める。分野所管行政機関（同機関が定める試験実施者を含む。）及び日本語試験実施機関は、試験方針に従い、実施しようとする試験について実施要領を作成の上、有識者等の確認を経たことを証明する書類その他の必要書類とともに法務省へ提出し、法務省の確認を受けた後に試験を実施するものとする。

また、分野所管行政機関（同機関が定める試験実施者を含む。）及び日本語試験実施機関は、各事業年度終了後、法務省に対し、遅滞なく試験実施状況報告書（実施した試験の内容を含む。）を提出するものとする。

法務省は、試験方針、実施要領、試験実施状況報告書について公表するものとする。法務省は、試験の適正な実施を確保するため、必要に応じて、当該試験の内容について厚生労働省及び文部科学省等に対して助言を求めるなどした上、分野所管行政機関（同機関が定める試験実施者を含む。）及び日本語試験実施機関に対して指導等を行う。

カ 第2号技能実習（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第1条第2号に規定する「第2号技能実習」をいう。）を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

## （2）2号特定技能外国人

ア 「特定技能2号」で在留する外国人（以下「2号特定技能外国人」という。）については、在留期間の更新に上限を付さず、また、その配偶者及び子に要件が満たされれば在留資格を付与する。

イ 2号特定技能外国人に対しては、熟練した技能が求められる。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。

ウ 試験の適正な実施を確保するため、法務省は、厚生労働省等に対して助言を求めるなどして、試験方針を定める。分野所管行政機関（同機関が定める試験実施者を含む。）は、試験方針に従い、実施しようとする試験について実施要領を作成の上、有識者等の確認を経たことを証明する書類その他の必要書類とと



もに法務省へ提出し、法務省の確認を受けた後に試験を実施するものとする。

また、分野所管行政機関（同機関が定める試験実施者を含む。）は、各事業年度終了後、法務省に対し、遅滞なく試験実施状況報告書（実施した試験の内容を含む。）を提出するものとする。

法務省は、試験方針、実施要領、試験実施状況報告書について公表するものとする。法務省は、試験の適正な実施を確保するため、必要に応じて、当該試験の内容について厚生労働省等に対して助言を求めるなどした上、分野所管行政機関（同機関が定める試験実施者を含む。）に対して指導等を行う。

#### 4 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

##### （1）外国人の適正な在留管理、適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善

法務省及び厚生労働省は、外国人の適正な在留管理、適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善を図るため、以下のとおり、その所掌事務を的確に行うほか、必要な通報を相互に行う仕組みを構築し、効果的に運用するなど緊密な連携を図る。

ア 法務省は、本制度が上記1の意義に沿って適切に運用されるようにするため、入国・在留審査において、外国人が「特定技能」の在留資格に基づく活動を適切に行うための措置が講じられること等を確認するほか、在留中においても、外国人のみならず、特定技能所属機関（入管法第19条の18第1項に規定する「特定技能所属機関」をいう。以下同じ。）や登録支援機関（同法第19条の27第1項に規定する「登録支援機関」をいう。以下同じ。）からの届出、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づく提供（同法第29条）、事実の調査権限等を用いた実態把握等により、必要な情報を収集し、これを必要に応じて厚生労働省その他の関係行政機関と共有するとともに、問題があれば、これらの関係行政機関と連携して、適切に対応する。

イ 厚生労働省は、国内労働市場の動向を注視するほか、外国人が「特定技能」の在留資格に基づく活動を適切に行い、その有する能力を有効に発揮できる環境の整備として、賃金、労働時間、安全衛生その他の労働条件の確保及び労働条件、安全衛生、社会保険等に関する雇用管理の改善が適切に図られるよう、都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク等を通じて特定技能所属機関や人材あっせん機関を指導・監督する。また、厚生労働省は、法務省が把握した、特定技能所属機関等による労働関係法令違反の疑いがある情報等の提供を受けたときは、これを指導・監督等の端緒として活用するなどして、適正な労

働条件の確保及び雇用管理の改善を図る。

## (2) 分野所管行政機関による指導の責務

分野所管行政機関の長は、分野別運用方針と異なる運用がなされている状況を認めたときは、「特定技能」の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能所属機関等に対し、必要な指導・助言を行うなどして適切に対応する。

## (3) 国内外における取組等

法務省、厚生労働省等の関係機関は、その連携を更に強化し、国内における悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除を徹底する。

また、有為な外国人の送出しを確保するため、外務省や在外公館等を通じ、国外において、本制度の周知や広報、送出し国における日本語教育の充実等、日本で働く意欲を喚起するための取組等を行うとともに、必要に応じこれら取組に係る協力について、送出し国政府に対する政府レベルでの申入れを実施する。

さらに、法務省は、外務省や在外公館等と連携して、外国人の保護等を図り、外国人やその家族（以下「外国人等」という。）から保証金を徴収したり、外国人等との間で違約金の定めをしたりするなどの悪質な仲介事業者等の介在を防止するため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

## (4) 人手不足状況の変化等への対応

ア 分野所管行政機関の長は、分野別運用方針を策定する際に示した人手不足の状況を判断するための客観的な指標及び動向並びに法務省から提供する特定産業分野における在留外国人数等に照らして、当該特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握することとし、当該客観的な指標及び動向の変化や受入れ見込みとのかい離、当該特定産業分野に係る就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認められる場合には、それらの状況を的確に把握・分析し、状況に応じた必要な措置を講じなければならない。

イ 分野別運用方針に記載する向こう5年間の受入れ見込数については、大きな経済情勢の変化が生じない限り、「特定技能1号」の在留資格をもって在留する外国人受入れの上限として運用する。

ウ 法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣及び国家公安委員会（以下「制度関係機関の長等」という。）並びに分野所管行政機関の長は、アの状況の変化の程度その他の受入れをめぐる状況を踏まえて、今後の受入れ方針等について協議することとし、必要に応じて、関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令からの当該分野の削除の措置を講じることについて検討し、これを踏まえて必要な手続を執る。

エ 上記ウで在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び必要とされる人材が不足すると認める場合には、制度関係機関の長等及び分野所管行政機関の長は協議をし、必要に応じて、関係閣僚会議において、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることにについて検討し、これを踏まえて必要な手続を執る。

オ 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止する上で、必要な措置を講じるに当たっては、法務省、厚生労働省等の関係機関及び分野所管行政機関は、必要な情報連携を図り、特定技能外国人の地域への集中状況や、人材が不足している地域の状況の把握に努め、多角的な視点に立った検討を行うものとする。

分野所管行政機関は、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地方における人手不足の状況を把握し、分野別の協議会を設置するなど必要な措置を講じる。

#### (5) 外交上又は人権上の問題が生じた場合の対応

法務省は、分野所管行政機関とともに特定技能外国人の国別の受入れ状況を継続的に把握する。我が国の外交上又は人権上の問題があると認められる場合には、外務省と連携して、必要な措置を講じる。

#### (6) 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないように、法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁（以下「制度関係機関」という。）並びに分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる。

また、制度関係機関及び分野所管行政機関は、治安への影響に関し必要があるとき、それらの状況を的確に把握・分析し、関係閣僚会議に報告し、必要な措置を講じる。

### 5 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項

#### (1) 特定技能所属機関の責務

特定技能所属機関は、出入国管理関係法令・労働関係法令・社会保険関係法令等を遵守することはもとより、上記1の意義を理解し、本制度がその意義に沿って適正に運用されることを確保し、また、本制度により受け入れる外国人の安定的かつ円滑な在留活動を確保する責務がある。

そこで、特定技能所属機関と外国人との間の雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項に定める「特定技能雇用契約」をいう。以下同じ。）について、外国

人の報酬額が日本人と同等額以上であることを含め所要の基準に適合していることや、特定技能所属機関について、当該基準に適合する特定技能雇用契約の適正な履行が確保されるものとして所要の基準に適合していることを求める。

特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の就労が合わせて5年を迎えること等による雇用に関する契約の終了時には、確実な帰国のための措置を行う必要がある。

また、入管法第2条の5第6項及び第19条の22第1項の規定により、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が「特定技能」の在留資格に基づく活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（以下「1号特定技能外国人支援」という。）を実施する義務がある。

そのため、特定技能所属機関については、1号特定技能外国人支援計画（入管法第2条の5第6項に規定する「1号特定技能外国人支援計画」をいう。以下同じ。）を作成するほか、当該支援計画が所要の基準に適合していることや、当該基準に適合する1号特定技能外国人支援計画の適正な実施が確保されているものとして所要の基準に適合していることが求められている。

## （2）1号特定技能外国人支援

ア 1号特定技能外国人支援は、特定技能所属機関又は登録支援機関が支援の実施主体となり、1号特定技能外国人支援計画に基づき、これを行う。

1号特定技能外国人支援の内容については、主として以下のとおりとする。

- ① 外国人に対する入国前の生活ガイダンスの提供（外国人が理解することができる言語により行う。④、⑥及び⑦において同じ。）
- ② 入国時の空港等への出迎え及び帰国時の空港等への見送り
- ③ 保証人となることその他の外国人の住宅の確保に向けた支援の実施
- ④ 外国人に対する在留中の生活オリエンテーションの実施（預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約に係る支援を含む。）
- ⑤ 生活のための日本語習得の支援
- ⑥ 外国人からの相談・苦情への対応
- ⑦ 外国人が履行しなければならない各種行政手続についての情報提供及び支援
- ⑧ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援
- ⑨ 外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において、他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて「特定技能1号」の在留資格に基づく活動を行うことができるようにするための支援

イ 1号特定技能外国人が転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークにおいて当該外国人の希望条件、技能水準、日本語能力等を十分に把握した上で、適切に職業相談・職業紹介を行う。

ウ 特定技能所属機関又は登録支援機関は、1号特定技能外国人の受入に当たり、適正な在留活動を確保するため、当該外国人が自らの活動内容等を的確に理解するための情報を提供するなど、在留中のみならず入国前においても必要な支援を行う。

エ 1号特定技能外国人が上記1の本制度の意義に沿った「特定技能」の在留資格に基づく活動を適切に行い、また、円滑な社会生活を送ることが可能となるよう、法務省、厚生労働省、外務省その他の関係行政機関は、連携して、当該外国人に対する支援体制を構築する。

オ 特定技能所属機関による1号特定技能外国人に対する支援の実施状況等（労働基準監督署への通報及び公共職業安定所への相談の状況を含む。）については、基本的に特定技能所属機関から出入国在留管理庁長官に届け出なければならないが、登録支援機関が特定技能所属機関から所要の基準に適合する1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された場合は、登録支援機関から届出を行う。この場合、特定技能所属機関は、出入国在留管理庁長官に対し、登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託した旨を届け出る。

カ 特定技能所属機関又は登録支援機関は、問題が発生した場合及び適切な支援の実施に当たり必要がある場合には、直接、法務省以外の関係行政機関への連絡や情報提供を行うことができる。

### （3）雇用形態

同一の業務区分内又は試験等によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職（法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更）を認める。なお、退職から3月を超えた場合には、特定技能に該当する活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除き、在留資格の取消手続の対象となり得る。

また、受け入れる外国人の雇用形態については、フルタイムとした上で、原則として直接雇用とする。特定技能所属機関が、特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている場合等であって、分野の特性に応じ、派遣形態とすることが必要不可欠なものである場合には、例外的に特定技能所属機関が派遣元となり、派遣先へ派遣を行う派遣形態を採用することを認めることとし、分野別運用方針に明記する。その場合、派遣元は、派遣先が所定の条件を満たすことを確認しなければならない。



なお、外国人が所属する機関は一つに限ることとし、複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約は認めない。また、受け入れる外国人に対する報酬は、預貯金口座への振込等支払額が確認できる方法により行う。

(4) 出入国管理上の支障による措置

ア 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。

イ その他我が国の出入国管理上支障を生じさせている（注）国からの受入れについては慎重に対応する。

（注）不法滞在、送還忌避、濫用・誤用的難民認定申請、悪質な仲介事業者等の放置、人身取引その他出入国管理上支障となるべき事象が生じている場合をいう。

(5) 基本方針の見直しなど

本基本方針については、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行後2年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは見直しを行う。本基本方針の見直しを踏まえ、分野別運用方針についても見直すなど、必要な措置を講じるものとする。

(別紙)

#### 特定産業分野

- 1 介護業
- 2 ビルクリーニング業
- 3 素形材産業
- 4 産業機械製造業
- 5 電気・電子情報関連産業
- 6 建設業
- 7 造船・舶用工業
- 8 自動車整備業
- 9 航空業
- 10 宿泊業
- 11 農業
- 12 漁業
- 13 飲食料品製造業
- 14 外食業

上記分野ごとに入管法に基づく分野別運用方針を策定することとする。

## 航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣  
国家公安委員会  
外 務 大 臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、法第2条の3第1項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

### 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

航空分野

### 2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

#### （1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

航空分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

#### （2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

航空分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、IT技術や新型機器の導入推進、労働条件や職場環境の改善等に取り組んでいる。

##### （生産性向上のための取組）

生産性向上については、業務のマルチタスク化、IT技術や新型機器の導入による作業の効率化、新型航空機の導入による作業工数の縮減等を図っている。また、シミュレーターによる支援車両操作訓練等の導入により実機材を使用しないことで、平成28年下期では延べ4か月程度であった訓練期間を平成29年下期では延べ2か月程度に短縮する例等、人材育成の効率化に取り組んでいる。さらに、平成30年に設置した「航空イノベーション推進官民連絡会」において、官民連携により、平成32年（2020年）までの空港グランドハンドリングでの省力化技術の導入、平成42年（2030年）までの自動化技術の導入という目標を設定し、現在、貨物運搬車等の支援車両の自動走行や旅客搭乗橋の自動装着等、先端技術の活用に向けた実証実験を行っており、業務の省力化・効率化に取り組んでいる。具体的には、平成30年度内に空港制限区域内における乗客・乗員等の輸送を想定した自動走行の実証実験を4

空港 8 件予定しており、さらに平成 31 年度以降も取組を拡大していく予定である。

#### **(国内人材確保のための取組)**

国内人材の確保については、賃金水準の改善や諸手当の拡充等の処遇の改善の取組が進んでいるほか、公休日数の引上げ、育児休業制度の拡充等の労働条件や職場環境の改善により、新規雇用の増加、若年離職者の抑制も図っている。また、継続雇用等の拡大により、65 歳以上の整備士を雇用する主要事業者が、平成 25 年から平成 30 年までの 5 年間で約 3 割から約 7 割に増加するなど、高齢層の活用が進んでいる。さらに、航空を目指す若者の裾野拡大を図るため、産学官連携の下、若年層の関心を高めるキャンペーンや女性の就業促進に向けた女性航空従事者による講習会等を行っている。

#### **(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）**

近年の訪日外国人旅行者の増加や LCC（Low Cost Carrier：格安航空会社）の事業拡大に伴い、国際線旅客数及び着陸回数は過去 5 年間でそれぞれ約 1.6 倍、約 1.5 倍と増加しているなど、我が国の航空需要は拡大を続けている。さらに、今後「明日の日本を支える観光ビジョン」における訪日外国人旅行者数の政府目標（2020 年 4,000 万人、2030 年 6,000 万人）の達成に向けた国際線旅客の更なる増加等に的確に対応していくためには、これを支える航空分野の人材確保が極めて重要である。しかしながら、航空分野においては、生産性向上や国内人材確保の取組を進めているものの、即戦力となる航空専門学校の入学者数の定員割れが常態化しており、また、整備士の高齢化等による大量退職への対応も喫緊の課題となっている。航空分野に従事している主な職種での平成 29 年度における有効求人倍率は 4.17 倍（陸上荷役・運搬作業員 4.97 倍、他に分類されない輸送の職業 2.17 倍、輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く。）2.00 倍）となっており、平成 28 年の雇用動向調査における職業別の欠員率が運輸業・郵便業 3.4 %等となっているほか、今後もさらに航空需要が拡大することから、5 年後の平成 35 年（2023 年）には、8,000 人程度の人手不足が生じると見込んでおり、航空分野は深刻な人手不足の状況にあると評価できる。

また、航空分野における業務は日本全国の空港で行われているところ、地方空港における国際線旅客数及び着陸回数が過去 5 年間でそれぞれ約 2.5 倍、約 1.9 倍と増加するなど、地方部の空港においても航空需要が拡大し、地方部の人手不足も深刻化していくことが見込まれる。

航空輸送は我が国の経済社会活動や国民生活を支える基盤であり、航空分野の現場で即戦力となる人材は、安全で安定的な輸送の確保のための重要な役割を担っている。訪日外国人旅行者の増加等による航空需要の増加に的確に対応していくことが求められる中、資格保持者等の指導者やチームリーダーの指導・監督の下で、空港内での作業の制約を理解し、航空機用の特殊な機材や工具を用いて作業を行うという一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。

#### **(4) 受入れ見込数**

航空分野における向こう 5 年間の受入れ見込数は、最大 2,200 人であり、これを

向こう 5 年間の受入れの上限として運用する。

向こう 5 年間で 8,000 人程度の人手不足が見込まれる中、今般の受入れは、毎年 1 % 程度（5 年間で 2,500 人程度）の生産性向上及び追加的な国内人材の確保（5 年間で 3,500 人～ 4,000 人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる数を上限として受け入れるものであり、過大な受入れ数とはなっていない。

### 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

航空分野において特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は航空分野の第 2 号技能実習を修了した者とする。

#### （１）技能水準（試験区分）

ア 「航空分野技能評価試験（仮称）（空港グランドハンドリング）」

イ 「航空分野技能評価試験（仮称）（航空機整備）」

#### （２）日本語能力水準

「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N 4 以上）」

### 4 法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

（１）国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記 2（４）に掲げた向こう 5 年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

（２）受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、受入れの再開の措置を求める。

### 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

#### （１）1 号特定技能外国人が従事する業務

1 号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記 3（１）に定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

##### ア 試験区分 3（１）ア関係

空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）

##### イ 試験区分 3（１）イ関係

航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）

#### （２）特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 空港管理者により空港管理規則に基づく当該空港における営業の承認等を受けた事業者若しくは航空運送事業者又は航空法に基づき国土交通大臣の認定を受けた航空機整備等に係る事業場を有する事業者若しくは当該事業者から業務の委託を受ける事業者であること。

イ 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する協議会の構成員になること。

ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

エ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記イ、ウ及びエの条件を満たす登録支援機関に委託すること。

### **(3) 特定技能外国人の雇用形態**

直接雇用に限る。

### **(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置**

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

### **(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置**

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行うとともに、協議会等と連携し、本制度の趣旨や優良事例の情報を全国的に周知することを含め、必要な措置を講じることによって、地方部の中小事業者も含めた各特定技能所属機関に採用活動や生活支援の充実を促し、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。



## 参考資料 3

「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成30年12月25日

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

### 第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

#### 1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号）

##### （1）「航空分野技能評価試験（仮称）（空港グランドハンドリング）」（運用方針3（1）アの試験区分）

##### ア 技能水準及び評価方法

##### （技能水準）

当該試験は、社内資格を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針5（1）アの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

##### （評価方法）

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：筆記試験及び実技試験

実施回数：おおむね年数回程度（国外及び国内で実施）

開始時期：平成31年度内予定

##### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験の実施に当たっては、公益法人である日本航空技術協会が公正中立な立場で試験監督員の立会及び巡回、顔写真付きの公的な身分証明書等で本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。また、試験問題の厳重な管理、試験監督員の配置、当日の本人確認や持ち物検査を併せて実施するなどの措置を適切に講じる。

## (2)「航空分野技能評価試験（仮称）（航空機整備）」（運用方針3（1）イの試験区分）

### ア 技能水準及び評価方法

#### （技能水準）

当該試験は、整備の基本技術を有し、国家資格整備士等の指導・監督の下、機体や装備品等の整備業務のうち基礎的な作業（簡単な点検や交換作業等）ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針5（1）イの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

#### （評価方法）

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：筆記試験及び実技試験

実施回数：おおむね年数回程度（国外及び国内で実施）

開始時期：平成31年度内予定

### イ 試験の適正な実施を担保する方法

公益法人である日本航空技術協会が実施するものであり、上記（1）イに同じ。

## (3) 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

### (1)「日本語能力判定テスト（仮称）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

実施回数：年おおむね6回程度、国外実施を予定

開始時期：平成31年秋以降に活用予定

### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### (2)「日本語能力試験（N4以上）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

### **（日本語能力水準）**

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

### **（評価方法）**

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

実施回数：国内外で実施。国外では 80 か国・地域・239 都市で年おおむね 1 回から 2 回実施（平成 29 年度）

### **イ 試験の適正な実施を担保する方法**

同試験は 30 年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

### **（３）業務上必要な日本語能力水準**

上記 1（１）又は（２）の試験に合格した者については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

## **第 2 法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項**

### **1. 航空分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法**

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- （１）航空分野の 1 号特定技能外国人在留者数（3 か月に 1 回法務省から国土交通省に提供）
- （２）雇用動向調査に基づく欠員率、職業安定業務統計に基づく有効求人倍率
- （３）関係業界への調査
- （４）協議会における特定技能所属機関等からの状況把握等

### **2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置**

- （１）国土交通大臣は、上記 1 に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう 5 年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- （２）上記（１）で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野におい

て再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

### 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

#### 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

航空分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：事務作業、除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。

#### 2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性

「空港グランドハンドリング職種」の第2号技能実習を修了した者については、当該技能実習で習得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」等の空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

#### 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

##### (1) 協議会(運用方針5(2)イ及びウ関係)

国土交通省は、航空分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される協議会を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 1号特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の1号特定技能外国人に対する転職支援、帰国担保
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

##### (2) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対する協力(運用方針5(2)エ関係)

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、質問への回答、報告書の提出、聴取への出頭、実地調査の受入れその他必要な協力を行う。

#### **4. 治安への影響を踏まえて講じる措置**

##### **(1) 治安上の問題に対する措置**

国土交通省は、航空分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

##### **(2) 治安上の問題を把握するための取組**

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

##### **(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等**

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

○国土交通省告示第三百六十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

国土交通大臣 石井 啓一

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件

（上陸のための条件）

第一条 航空分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法



別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第二条 航空分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の承認を受けた者（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第十三条第一項の承認を受けた者若しくは同規則第十二条第一項、第十二条の二第一項若しくは第十三条第一項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であつて、空港グラウンドハンドリングを営む者であること、又は同法第二十条第一項第三号、第四号若しくは第七号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。

二 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員である

こと。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に当該協議会の構成員となること。

三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

五 登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。この場合において、第二号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「航空分野に係る一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二百二号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から適用する。

# 新たな外国人材の受入れについて

---



平成31年3月  
法務省入国管理局

最新資料はこちら(法務省HP)を御覧ください。

新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)

## 【資料(目次)】

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 外国人材の受入れ体制             | 1  |
| 2 制度概要 ①在留資格について         | 2  |
| 3 制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について | 3  |
| 4 新たな外国人材受入れ制度(外国人材用)    | 4  |
| 5 新たな外国人材受入れ制度(受入れ機関用)   | 5  |
| 6 特定技能における分野別の協議会について    | 7  |
| 7 新たな外国人材受入れ制度(登録支援機関用)  | 8  |
| 8 主な提出書類一覧               | 10 |
| 9 届出・報告一覧                | 12 |
| 10 在留資格「特定技能」の新設に係る特例措置  | 15 |
| 11 新たな外国人材受入れ制度(スケジュール)  | 16 |
| 12 参考資料                  | 17 |

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、  
日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(126施策, 211億円)～

- ・暮らしやすい地域社会づくり  
多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)の整備等
- ・生活サービス環境の改善等  
医療・保険・福祉サービスの提供環境の整備等
- ・留学生の就職等の支援  
就職支援プログラム認定、介護人材確保の支援等

- ・外国人材の適正・円滑な受入れの推進  
に向けた取組

日本語能力判定テストの実施、海外における日本語教育基盤強化等

### 出入国管理及び難民認定法



短期滞在者（観光客等）



留学生等



日本人の配偶者等



（専門的・技術的分野）  
就労資格外国人

- ・政府基本方針
- ・分野別運用方針  
（14分野）



特定技能外国人

新設

### 技能実習法



技能実習生

- **特定技能 1 号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2 号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定産業分野**：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，  
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食物品製造業，外食業

(特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可)

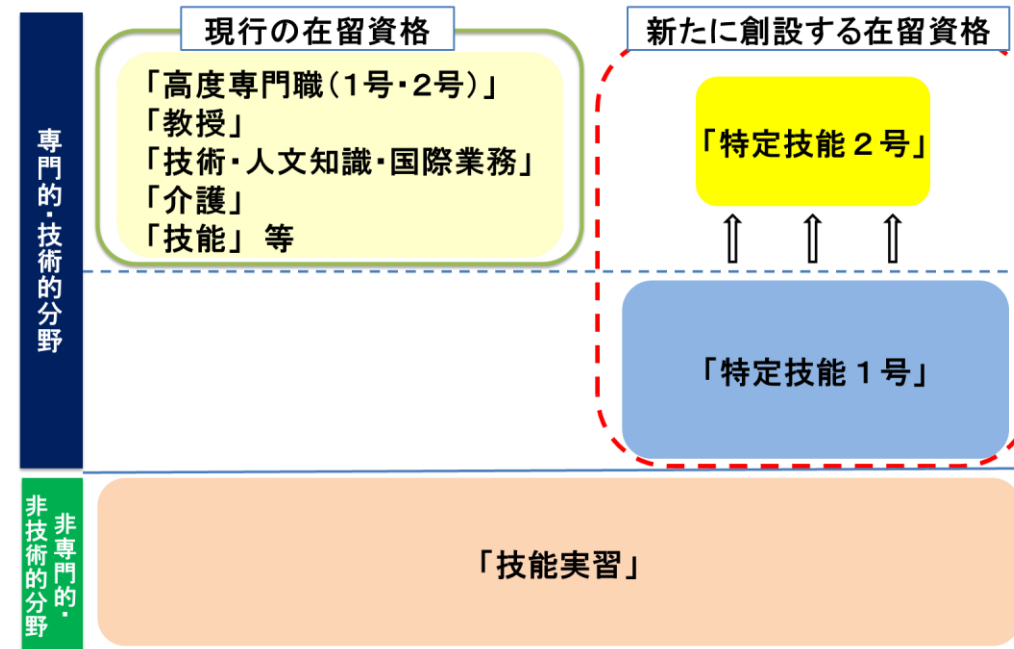
## 特定技能 1 号のポイント

- 在留期間：1 年，6 か月又は 4 か月ごとの更新，**通算で上限 5 年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

## 特定技能 2 号のポイント

- 在留期間：3 年，1 年又は 6 か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】



## 受入れ機関について

### 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

### 2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば1 ③も満たす。

- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

## 登録支援機関について

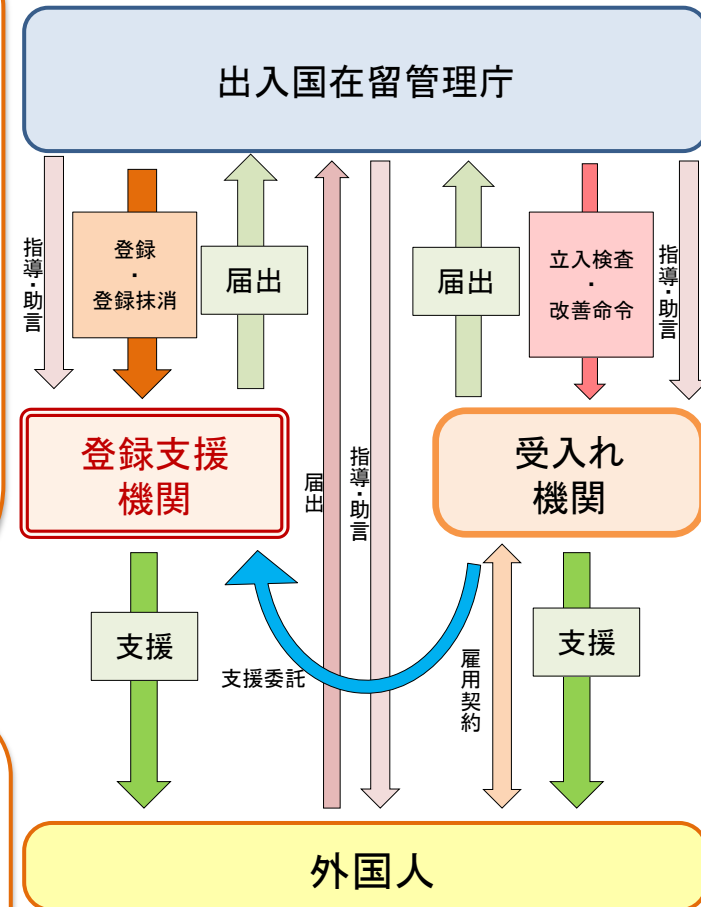
### 1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

### 2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。





# 新たな外国人材受入れ制度（外国人材用）

## 海外から来日する外国人

技能実習2号を  
良好に修了した  
外国人

試験（技能・日本語）  
は免除

新規入国予定  
の外国人

国外試験  
（技能・日本語）に合格

- <技能試験>  
・特定産業分野の業務区分に対応する試験  
<日本語試験>  
・国際交流基金日本語基礎テスト  
（国際交流基金）  
又は  
・日本語能力試験（N4以上）  
（国際交流基金・日本国際教育  
支援協会）  
など



## 日本国内に在留している外国人 （中長期在留者）

技能実習2号を  
良好に修了した  
外国人

試験（技能・日本語）  
は免除

留学生など

試験（技能・日本語）  
に合格

求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

求人募集に直接申し込む／ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕  
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等  
健康診断の受診

在留資格認定証明書交付申請

※受入れ機関の職員等による代理申請

審査

在留資格認定証明書交付

受入れ機関に在留資格認定証明書を送付

査証申請

※受入れ機関等から送付された在留資格認定証明書を、在外公館へ提出

在外公館

審査

査証発給

在留カードの交付  
※後日交付の場合あり

入国

- 〔入国後（又は入留資格の変更後）、遅滞なく実施すること〕  
○受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講  
○住居地の市区町村等で住民登録  
○給与口座の開設  
○住宅の確保  
など

在留資格変更許可申請

※本人申請が原則

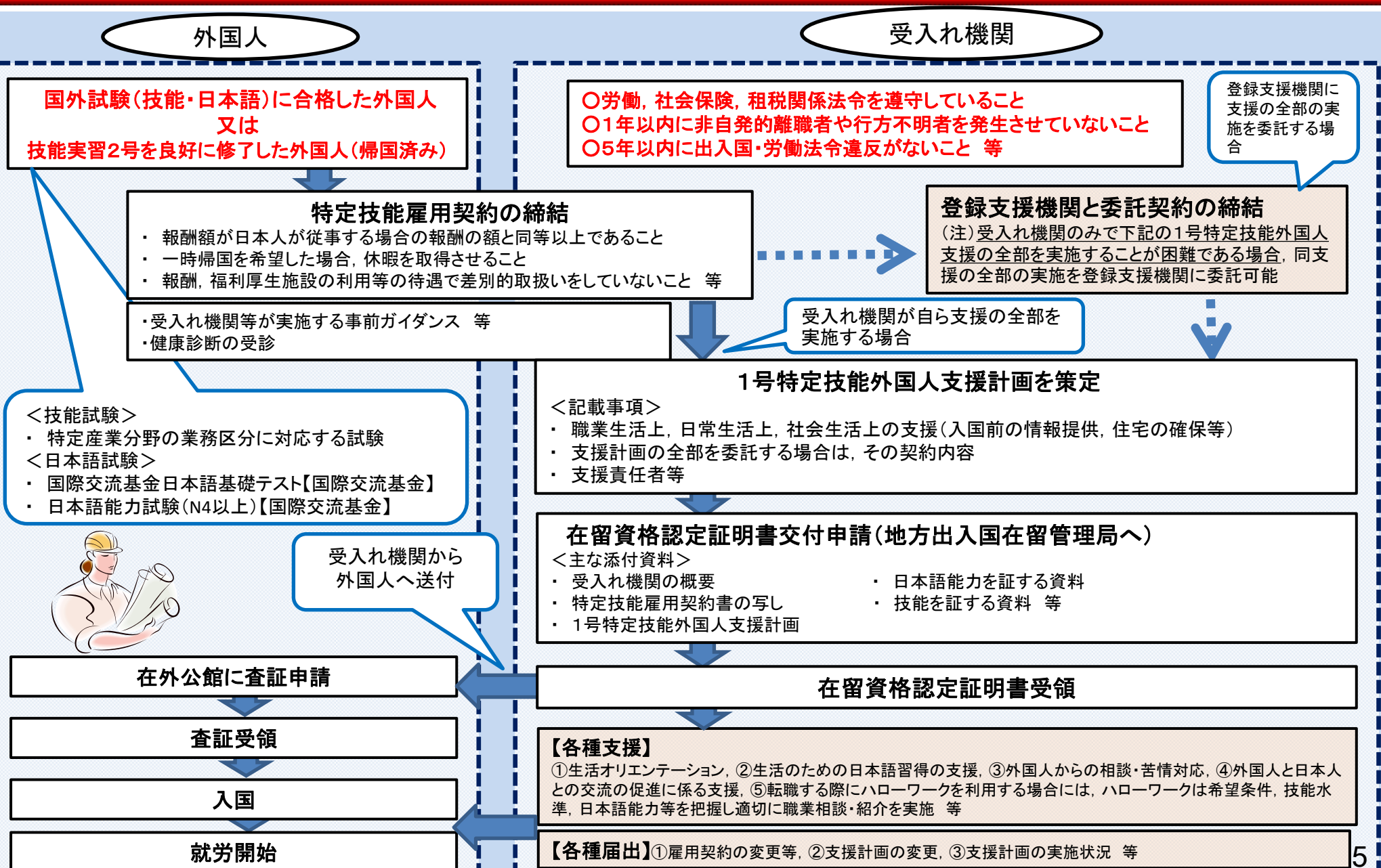
審査

在留資格変更許可

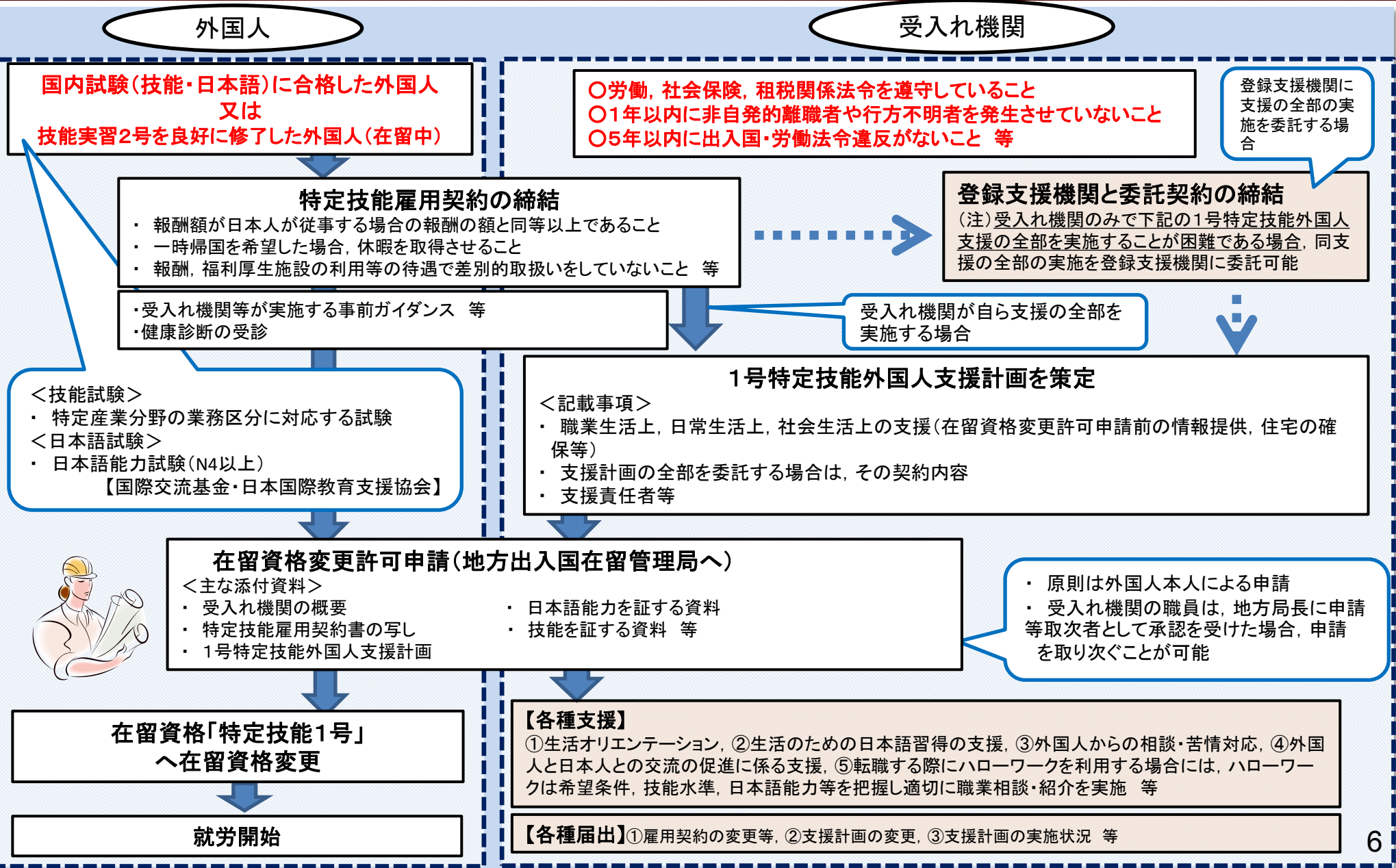
在留カードの交付

- 〔外国人本人の要件〕  
○18歳以上であること  
○技能試験及び日本語試験に合格していること（技能実習2号を良好に修了した外国人は免除）  
○特定技能1号で通算5年以上在留していないこと  
○保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと  
○自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること  
など

受入れ機関での就労開始



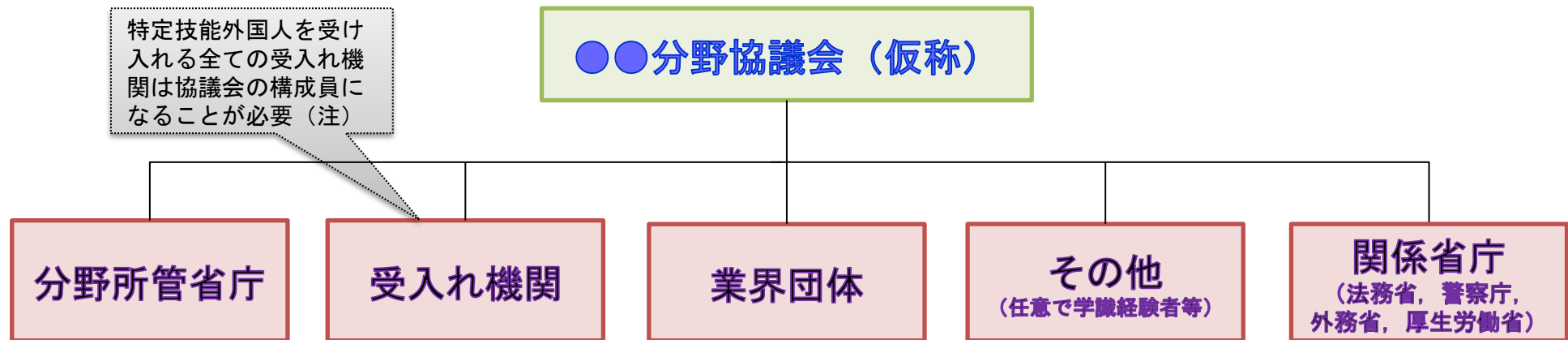
新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用）  
（国内在留者を採用するケース）



## ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

## イメージ

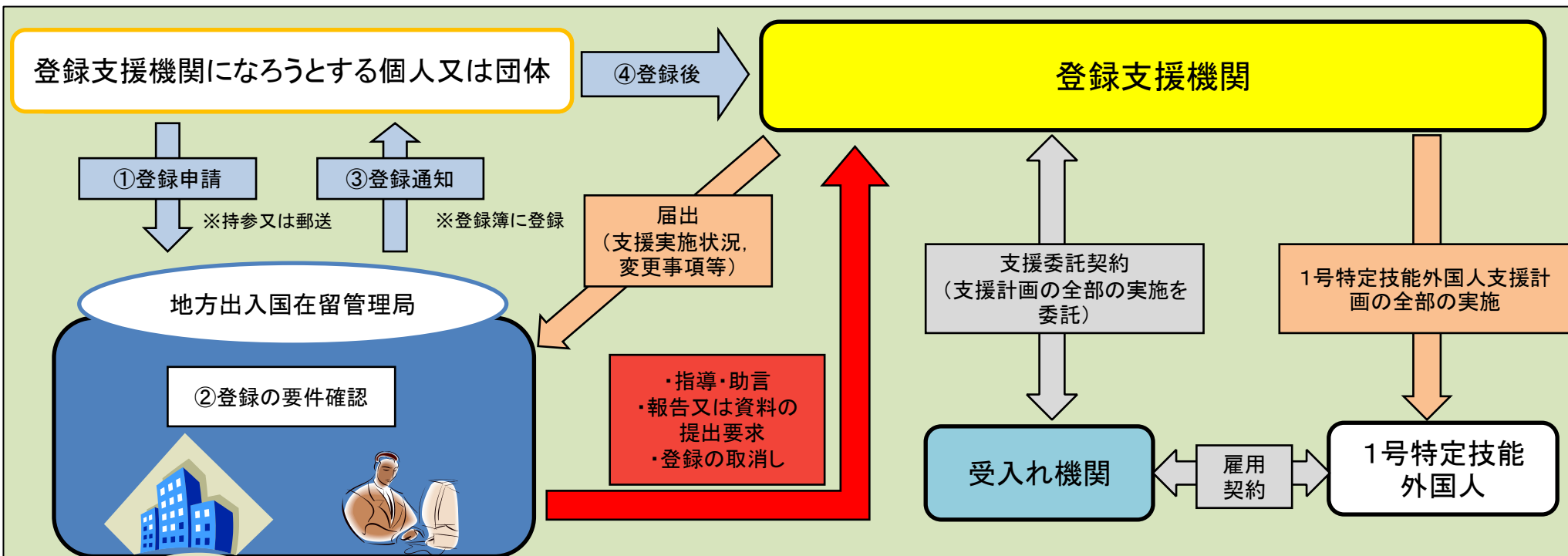


## 活動内容

- 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。





## 登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が必要である。
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

1 申請方法・書類等

|      |                                                                                                                                                      |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請先  | 地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）                                                                                                                   |
| 申請方法 | 持参又は郵送                                                                                                                                               |
| 申請書類 | ○登録支援機関登録申請書（様式は法務省ホームページ（注）に掲載予定）<br>○収入印紙（申請手数料）<br>○（個人の場合）住民票の写し 等<br>○（法人の場合）登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し、役員の住民票の写し 等<br>※詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（注）にて公表予定 |

（注）2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページに掲載

2 登録の要件

- 支援責任者及び1名以上の支援担当者を選任していること
  - 以下のいずれかに該当すること
    - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に中長期在留者（就労資格に限る。）の受入れ実績があること
    - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に報酬を得る目的で、業として、外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有すること
    - ・ 選任された支援担当者が、過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格に限る。）の生活相談業務に従事した経験を有すること
    - ・ 上記のほか、登録支援機関になろうとする個人又は団体が、これらと同程度に支援業務を適正に実施できると認められていること
  - 外国人が十分理解できる言語で情報提供等の支援を実施することができる体制を有していること
  - 1年以内に責めに帰すべき事由により特定技能外国人又は技能実習生の行方不明者を発生させていないこと
  - 支援の費用を直接又は間接的に外国人本人に負担させないこと
  - 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行っていないこと
- など

※中長期在留者とは、「短期滞在」等の在留資格を除く、中長期間在留する外国人をいい、在留カードを所持している者。

# 主な提出書類一覧（在留資格認定証明書交付申請時等）

|    | 主な提出書類                                   | 特記事項              |
|----|------------------------------------------|-------------------|
| 1  | 在留資格認定証明書交付申請書 / 在留資格変更許可申請書             | 法定様式を公表予定         |
| 2  | 特定技能所属機関の概要書                             | 参考様式を公表予定         |
| 3  | 登記事項証明書（法人の場合） / 住民票の写し（個人事業主の場合）        |                   |
| 4  | 役員の住民票の写し（法人の場合）                         |                   |
| 5  | 決算文書（損益計算書及び貸借対照表）の写し（直近2事業年度）           |                   |
| 6  | 特定技能所属機関に係る労働保険に関する資料                    | 労働保険手続に係る保管文書の写し等 |
| 7  | 特定技能所属機関に係る社会保険に関する資料                    | 社会保険手続に係る保管文書の写し等 |
| 8  | 特定技能所属機関に係る納税に関する資料                      | 法人税，住民税の納税証明書等    |
| 9  | 特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し                      | 参考様式を公表予定         |
| 10 | 特定技能雇用契約に関する重要事項説明書                      | 参考様式を公表予定         |
| 11 | 特定技能外国人の報酬額が日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であることの説明書 | 参考様式を公表予定         |
| 12 | 入国前に仲介業者等に支払った費用等を明らかにする文書               | 参考様式を公表予定         |
| 13 | 技能試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等        |                   |
| 14 | 日本語能力試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等     |                   |
| 15 | 特定技能外国人の健康診断書                            | 参考様式を公表予定         |
| 16 | 支援計画書                                    | 参考様式を公表予定         |
| 17 | 支援委託契約書（登録支援機関に委託する場合）                   | 参考様式を公表予定         |
| 18 | 支援責任者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合） | 参考様式を公表予定         |
| 19 | 支援担当者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合） | 参考様式を公表予定         |

※ 上記の書類のほか，申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載



# 主な提出書類一覧（登録支援機関の登録申請時）

|   | 主な提出書類                            | 特記事項      |
|---|-----------------------------------|-----------|
| 1 | 登録支援機関登録申請書                       | 法定様式を公表予定 |
| 2 | 登記事項証明書（法人の場合） ／ 住民票の写し（個人事業主の場合） |           |
| 3 | 定款又は寄付行為の写し（法人の場合）                |           |
| 4 | 役員の住民票の写し（法人の場合）                  |           |
| 5 | 登録支援機関の概要書                        | 参考様式を公表予定 |
| 6 | 登録に当たっての誓約書                       | 参考様式を公表予定 |
| 7 | 支援責任者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し     | 参考様式を公表予定 |
| 8 | 支援担当者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し     | 参考様式を公表予定 |

※ 上記の書類のほか，申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

# 届出・報告一覧（受入れ機関①）

|   | 種別 | 様式             | 届出先                                              | 方法     | 期限         | 特記事項・留意点                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---|----|----------------|--------------------------------------------------|--------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 随時 | 特定技能雇用契約に係る届出書 | 受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。） | 持参又は郵送 | 事由発生後14日以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定技能雇用契約を変更したとき、若しくは終了したとき、又は新たな契約を締結したときは届出が必要。</li> <li>・ なお、業務の内容、報酬の額その他の労働条件以外の変更であって、雇用契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。</li> <li>・ 特定技能雇用契約を変更又は新たな契約を締結した場合は、雇用条件書を併せて添付すること。</li> </ul>                                                               |
| 2 | 随時 | 支援計画変更に係る届出書   |                                                  |        | 事由発生後14日以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援計画を変更したときは届出が必要。</li> <li>・ なお、支援の内容又は実施方法以外の変更であって、支援計画に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。</li> <li>・ 支援責任者又は支援担当者が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書のほか、新たな支援責任者又は支援担当者就任承諾書及び誓約書並びに履歴書を併せて添付すること。</li> <li>・ 支援の内容が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書を併せて添付すること。</li> </ul> |
| 3 | 随時 | 支援委託契約に係る届出書   |                                                  |        | 事由発生後14日以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援委託契約を締結したとき、若しくは変更したとき、又は終了したときは届出が必要。</li> <li>・ なお、支援委託契約の内容の変更であって、当該契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。</li> <li>・ 新たな支援委託契約を締結した場合又は支援委託契約を変更した場合、支援委託契約書を併せて添付すること。</li> </ul>                                                                           |
| 4 | 随時 | 受入れ困難に係る届出書    |                                                  |        | 事由発生後14日以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入れ機関の経営上の都合や特定技能外国人の疾病等により受入れが困難となった場合は届出が必要。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                           |

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

# 届出・報告一覧（受入れ機関②）

|   | 種別            | 様式                                 | 届出先                                              | 方法     | 期限             | 該当事例・留意点                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|---------------|------------------------------------|--------------------------------------------------|--------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | 随時            | 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に係る届出書 | 受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。） | 持参又は郵送 | 事由発生後14日以内     | ・ 特定技能外国人への暴行・脅迫，旅券又は在留カードの取上げ，労働関係法令違反などがあった場合は届出が必要。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 6 | 定期<br>（四半期ごと） | 受入れ状況に係る届出書                        |                                                  |        | 翌四半期の初日から14日以内 | ・ 受け入れている特定技能外国人の数，特定技能外国人の身分事項（氏名，生年月日，性別，国籍等）活動日数，活動場所，業務内容等の事項について，四半期ごとに定期の届出が必要。                                                                                                                                                                                                          |
| 7 | 定期<br>（四半期ごと） | 支援実施状況に係る届出書                       |                                                  |        | 翌四半期の初日から14日以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について，四半期ごとに定期の届出が必要（支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く。）。</li> <li>・ 届出対象期間内に，支援対象者が存在しない場合であっても，その旨届出を行う必要あり。</li> <li>・ 支援計画に変更があった場合は，受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も併せて行うこと。</li> <li>・ 非自発的離職者を発生させた場合は，受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も併せて行うこと。</li> </ul> |
| 8 | 定期<br>（四半期ごと） | 活動状況に係る届出書                         |                                                  |        | 翌四半期の初日から14日以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定技能外国人及び特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人に対する報酬支払状況（特定技能外国人の報酬総額・内訳及び特定技能外国人の口座への払込みその他現実に支払われた額を含む。）等の事項について，四半期ごとに定期の届出が必要。</li> <li>・ 報酬の支払状況については，賃金台帳の写しや預金口座等への振込み又は現実に支払った額を証明する書類を併せて添付すること</li> </ul>                                                   |

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

# 届出・報告一覧（登録支援機関）

|   | 種別            | 様式                    | 届出先                                                                           | 方法             | 期限                         | 該当事例・留意点                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|---------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 随時            | 登録事項変更<br>に係る届出書      | 登録支援機関の<br>所在地を管轄する<br>地方出入国在留<br>管理局<br>又は<br>地方出入国在留<br>管理局支局<br>（空港支局を除く。） | 持参<br>又は<br>郵送 | 事由発生<br>後14日<br>以内         | <ul style="list-style-type: none"> <li>登録事項のいずれかに変更があった場合、届出が必要。</li> <li>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名の変更があった場合、登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）を添付すること。</li> </ul>                                                                                            |
| 2 | 随時            | 支援業務の休止又は廃止<br>に係る届出書 |                                                                               |                | 事由発生<br>後14日<br>以内         | <ul style="list-style-type: none"> <li>支援業務を休止し、又は廃止した場合、届出が必要。</li> <li>支援業務の一部を休止又は廃止した場合、登録事項変更に係る届出も必要。</li> </ul>                                                                                                                                    |
| 3 | 随時            | 支援業務の再開<br>に係る届出書     |                                                                               |                | 再開予定<br>日の1か<br>月前         | <ul style="list-style-type: none"> <li>支援業務の休止の届出を行った者が支援業務を再開する場合、届出が必要。</li> <li>支援業務の休止理由が、支援業務を的確に遂行するために必要な体制が整備されていないためである場合、支援体制が確保されていることについての立証資料を添付すること。</li> </ul>                                                                             |
| 4 | 定期<br>（四半期ごと） | 支援計画の実施状況<br>に関する届出   | 受入れ機関の所<br>在地を管轄する<br>地方出入国在留<br>管理局<br>又は<br>地方出入国在留<br>管理局支局<br>（空港支局を除く。）  |                | 翌四半期<br>の初日か<br>ら14日<br>以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能所属機関から委託を受けた1号特定技能外国人支援計画の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要。</li> <li>届出対象期間内に支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。</li> <li>支援計画に変更があった場合、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も必要。</li> <li>非自発的離職者を発生させた場合、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も必要。</li> </ul> |

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

## 【特例措置の概要】

「特定技能」の新設に伴い、当面の間、「特定技能1号」に変更予定の一定の外国人に「**特定活動**」(就労可)を付与

## 【特例措置の趣旨】

2019年4月1日に改正入管法が施行されること、技能実習2号修了者(建設特例・造船特例による「特定活動」で在留中の者を含む。)は、「特定技能1号」の技能試験・日本語試験の合格を免除されるため、登録支援機関の登録手続等の「特定技能1号」への変更準備に必要な期間の在留資格を措置する。

## 【特例措置の内容】

### ○ 対象者

「技能実習2号」で在留した経歴を有し、現に「技能実習2号」、「技能実習3号」、「特定活動」(外国人建設就労者又は造船就労者として活動している者)のいずれかにより在留中の外国人のうち、**2019年9月末までに在留期間が満了する者**

### ○ 許可する在留資格・在留期間：「特定活動(就労可)」, 4月(原則として更新不可)

### ○ 許可するための要件(以下のいずれも満たすことが必要)

- ① 従前と同じ事業者で就労するために「特定技能1号」へ変更予定であること
- ② 従前と同じ事業者で従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に従事する雇用契約が締結されていること
- ③ 従前の在留資格で在留中の報酬と同等額以上の報酬を受けること
- ④ 登録支援機関となる予定の機関の登録が未了であるなど、「特定技能1号」への移行に時間を要することに理由があること
- ⑤ 「技能実習2号」で1年10か月以上在留し、かつ、修得した技能の職種・作業が「特定技能1号」で従事する特定産業分野の業務区分の技能試験・日本語試験の合格免除に対応するものであること
- ⑥ 受入れ機関が、労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ⑦ 受入れ機関が、欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当しないこと
- ⑧ 受入れ機関又は支援委託予定先が、外国人が十分理解できる言語で支援を実施できること

## 【想定される手続の流れ】

2019年9月末日までに従前の在留期間が満了予定

⇒ 就労継続を希望する場合、「特定活動」への変更許可申請(3月1日以降) ⇒ 4月1日以降、変更許可(在留期間4月)

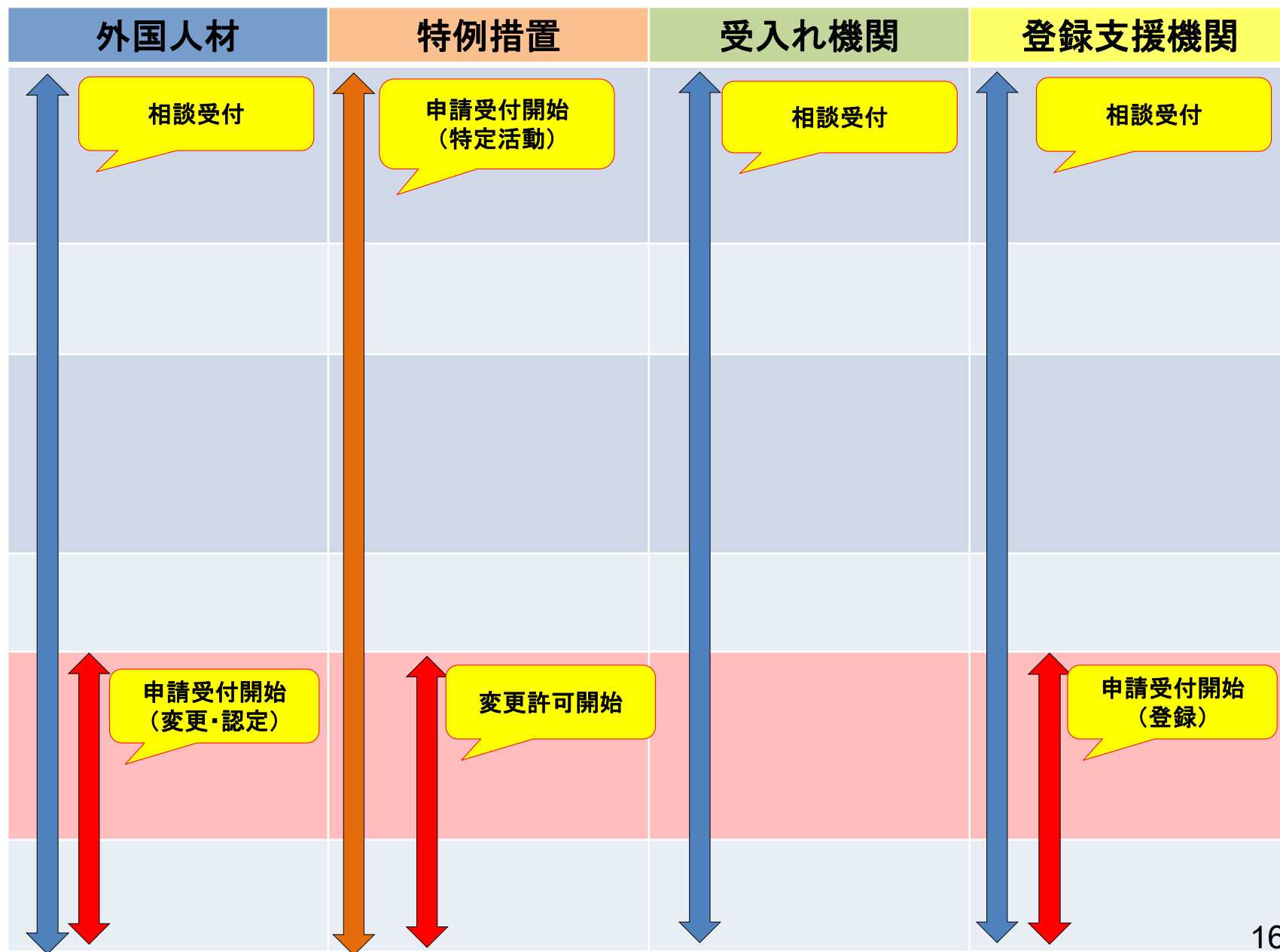
⇒ 準備でき次第、「特定活動」から、「特定技能1号」への変更許可申請

⇒ 所定の基準に適合すれば、「特定技能1号」への変更許可 (※ 「特定活動」で在留した期間は、特定技能1号の上限5年に算入)

# 新たな外国人材受入れ制度（スケジュール）



法務省  
Ministry of Justice



3/1

申請書（サンプル）  
窓口配布開始  
（HPにも掲載）

3月  
中旬

・政省令公布  
・申請書（確定版）  
HPダウンロード開始  
・運用要領及び支援ガイド  
ラインをHPに掲載

4/1

制度運用開始  
（改正法・政省令等施行）